

第2次香取市総合計画 前期基本計画（案）

平成29年度1月

目次

第3編 前期基本計画	2
第1章 前期基本計画の概要	3
1節 計画の趣旨	3
2節 計画の期間	3
3節 計画の考え方	3
第2章 香取市の将来のすがた	5
1節 将来人口の見通し	5
2節 財政状況の見通し	6
3節 地域整備の方向性	8
第3章 重点プロジェクト	11
第4章 施策内容	18
1節 施策体系	18
2節 各施策の見方	20
3節 各施策	22

第3編 前期基本計画

1章 計画の概要

2章 香取市の将来のすがた

3章 重点プロジェクト

4章 施策内容

第 1 章 前期基本計画の概要

1 節 計画の趣旨

前期基本計画は、第 2 次香取市総合計画の将来都市像である「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を実現するため、必要な施策と事業を体系的に整理し、本市のまちづくりの具体的な指針となるものです。

2 節 計画の期間

前期基本計画は、基本構想の(10 年間)の前半部分である、2018(平成 30)年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とします。

3 節 計画の考え方

前期基本計画を推進するに当たり、その実効性を高めるという観点から、次の 3 点を考え方の基本とします。

(1) 市民と行政の連携・協働による取り組みの推進

将来都市像の実現には、行政のみならず、市民、地域、企業、各種団体といった多様な主体との連携・協働による施策の推進が不可欠です。そのことから、将来都市像の実行の方向性を示す基本計画は、行政活動の指針になることはもちろんのこと、より質の高い市民生活を実現していく市民にとっての街づくりの方向性を示す計画でもあります。

計画の策定段階から実行まで、積極的に情報発信を行い、市民意見を聴取する機会を設定するなど、多様な主体のまちづくりへの関わり方を確認しながら、各施策の取り組みを推進していきます。

(2) 戦略的な計画の推進

本市では、自治体の税収減と人口の減少、少子高齢化の傾向が続くことから、利用できる財源が従来に比べ少なくなることが予測されます。厳しい財政状況の中にあつて、効率的・効果的な市政運営を図る観点から、重点課題や特性を見定め、経営的感覚をもち戦略的に取り組みを推進していきます。

計画期間中に優先的に取り組む事業群を「重点プロジェクト」として明確に位置づけ、重点課題に対して多角的な視点を持って取り組みを推進していきます。

(3) 進行管理が適切に行える体制の構築

将来都市像の実現に向けて、施策を着実に前進していくためには、その時点での達成状況、将来のために何をすべきなのかを適切に理解しながら、取り組みを推進していくことが必要です。計画の推進において、計画策定、実行、評価、改善までの PDCA サイクルを構築し、各施策の達成を図っていきます。

施策の全体像と各時点での進捗状況を把握するために、計画に位置づけられる 38 施策については、施策を実施することによって達成したい成果目標を明確に位置づけ、計画策定後の実施効果をしっかりと評価できる施策体系の構築を目指します。

1) 効果

- ・ 成果指標を設定することにより、目的意識・成果意識を高めます。
- ・ 目指すべき水準を明確にすることや、市民など外部へ目標値を開示することにより、目標達成意欲を高めます。
- ・ 事業成果とその内容分析により、新たな施策・事業立案への活用(PDCA サイクルによる施策・事業の再構築)を図ります。
- ・ 事業の成果という視点から市民生活がどのように変化したかを表すことにより、市民の姿勢に対する意識、理解度を高めます。(分かりやすい市政の実現)

2) 設定の手法

対象	・ 数値化が可能な項目「行政活動によって市民生活などがどう変化したか(成果)を表す指標」をできるだけ使用
現状値	・ 原則として、2017(平成 29)年度の数値
目標値	・ 原則として 2022 年度を目標とする数値

3) 管理の手法

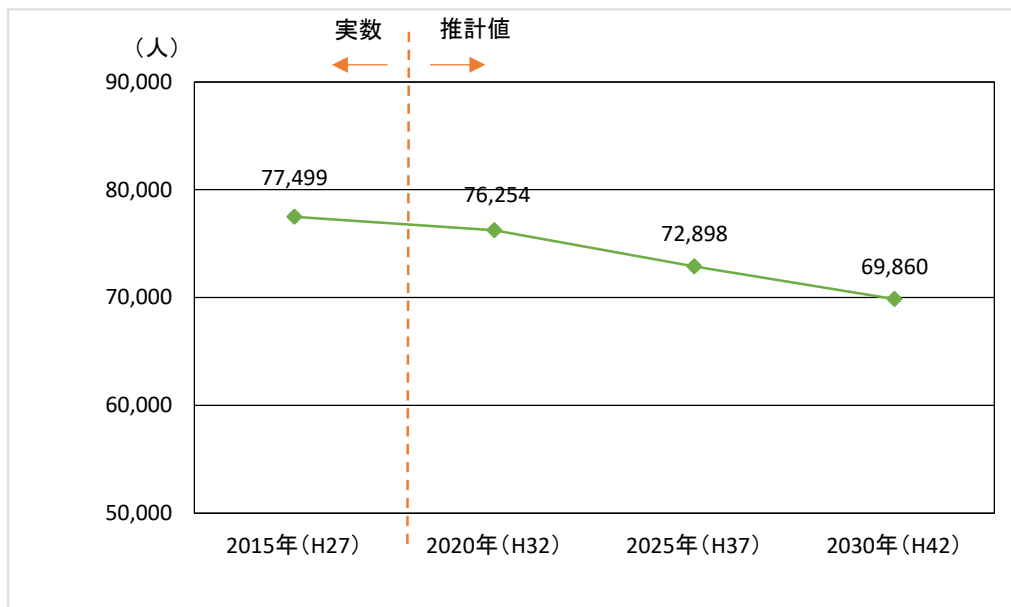
- ・ 計画期間中の進捗状況については、担当部署で定期的に把握し、随時必要な対策を講じていきます。
- ・ 計画期間終了時には、計画策定部署がその達成度の結果を取りまとめて公表します。担当部署は達成度についての評価・検証を行い、その結果を今後の施策や事業の立案のために活用していきます。

第2章 香取市の将来のすがた

1節 将来人口の見通し

平成27年国勢調査において本市の人口は77,499人となっています。平成27年度に策定した香取市人口ビジョンでは、本市の将来人口について、2030年に70,000人程度を目指すとしています。この将来人口の推計に基づくと、第2次香取市総合計画の基本構想の期間の将来人口は、2020年に76,254人(平成27年国勢調査人口比、-1.6%)、2025年には72,898人(同、-5.9%)、2030年には69,860人(同、-9.9%)と見込まれています。

【人口推計結果】



年齢構成の区分で見ると、生産年齢人口(15歳～64歳)は2015(平成27)年から2030年まで減少を続け、年少人口(15歳未満)と老年人口(65歳以上)は増加が続く見込みとしています。

2015(平成27)年から2030年の人口数の変化率で見ると、年少人口は9.5%増加(759人の増加)、生産年齢人口は19.1%減少(8,344人減少)、老年人口は0.7%増加(170人増加)を予想しています。

さらに、2015(平成27)年から2030年の人口構成比で見ると、生産年齢人口が56.6%から50.7%に減少し、一方で年少人口が10.3%から12.5%へ、老年人口は33.1%から36.8%に増加し、緩やかに高齢化が進むことを予想しています。

少子高齢化の進展と人口の流出の状況が長期間続いていますが、雇用・労働の場の充実、子育て・福祉環境、および居住環境の整備等、魅力あるまちづくりに向けた施策を積極的に推進し、状況の改善を目指します。

2 節 財政状況の見通し

前期基本計画期間(2018年度から2022年度)の財政見通しは、以下のとおりです。

【歳入】

(単位:百万円)

項目	2018	2019	2020	2021	2022
市税	8,518	8,430	8,347	8,088	7,917
各種交付金等	808	747	697	697	696
地方消費税交付金	1,240	1,331	1,605	1,541	1,541
地方交付税	8,408	8,427	8,184	8,187	8,528
一般財源の計	18,974	18,935	18,833	18,513	18,682
国・県支出金	6,754	6,135	6,594	5,743	5,620
繰入金(財政調整基金)	0	0	0	700	900
繰越金	1,796	1,501	969	606	174
地方債	7,734	5,003	6,340	4,550	3,347
その他	1,833	1,747	1,750	1,736	1,735
合計	37,091	33,321	34,486	31,848	30,458

【歳出】

(単位:百万円)

項目	2018	2019	2020	2021	2022
人件費	4,649	4,508	4,459	4,324	4,155
扶助費	6,081	6,104	6,120	6,121	6,122
公債費	3,146	3,407	3,554	3,740	3,949
義務的経費の計	13,876	14,019	14,133	14,185	14,226
物件費	3,426	3,588	3,909	3,864	3,921
補助費等	4,361	4,403	4,447	4,238	4,396
繰出金	3,679	3,683	3,746	3,841	3,894
投資的経費	8,369	4,773	5,700	3,406	1,890
その他	1,879	1,887	1,945	2,140	1,974
合計	35,590	32,353	33,880	31,674	30,301
歳入合計－歳出合計	1,501	968	606	174	157
決算剰余金処分積立額	0	0	0	0	0
次年度への繰越金	1,501	968	606	174	157

財政調整基金期末残高	6,748	6,754	6,760	6,566	6,172
公共施設整備基金期末残高	2,002	2,004	2,005	1,707	1,409
地域振興基金期末残高	3,450	3,450	3,450	3,250	3,050

1. 歳入・歳出の見通し

【歳入】

「市税」については、生産年齢人口の減少、評価替えによる地価の下落がそれぞれ市民税、固定資産税に影響し、減収となることを見込んでおります。

「地方交付税」では、普通交付税の合併算定替えの段階的縮減が平成 28 年度から始まっており、合併特例債の交付税措置を除けば、増収が見込めない状況です。

「地方債」については、優遇措置のある合併特例債を事業計画に沿って発行するほか、普通交付税の代替となる臨時財政対策債の発行を見込んでいます。

【歳出】

「人件費」は、職員定員適正化計画を継続して推進することにより、年々減少していきます。

「扶助費」は、少子高齢化に伴う社会保障関係費などの増加により増加傾向が続きます。

「公債費」は、合併特例債や臨時財政対策債に対する元利償還金が今後一層増大し、財政構造の硬直化が進展することが懸念されます。

「補助費等」は、一部事務組合負担金の割合が大きく、香取広域市町村圏事務組合は消防施設費、病院組合は東庄町脱退後の影響額を考慮して算出しています。

「投資的経費」については、建設事業費はこれまでの執行規模を維持しつつ、合併特例債事業については、事業計画に基づき算出しています。

「その他」には、積立金及び投資・出資金が含まれており、出資金には小見川総合病院が香取市単独経営となることへの影響額、新病院建設に係る償還金に対する出資金を見込んでいます。

以上のことから、本計画期間においては、市税の減収等により増収が見込めない中、投資的経費や公債費の増加等により、優遇措置期間に決算剰余金として積立ててきた財政調整基金並びに公共施設整備基金及び地域振興基金を財源不足に充てながら財政運営を行っていくことが予想されます。

2. 財政運営の考え方

合併以降、適宜、行財政運営の見直しを行い、剰余金及び人件費の削減分について、可能な範囲で財政調整基金等への積立を行ってきました。引き続き、職員数の削減による人件費抑制分等を、可能な限り財政調整基金等に積み立てることとし、合併優遇措置がなくなった後も、円滑な行財政運営が維持できるよう準備をしていきます。また、減債基金の活用についても検討を図り、市債の償還の財源に充てながら公債費の抑制に努めていきます。

さらに、市税等自主財源の縮小という状況に直面していることから、適正な歳入確保方策の検討を図りつつ、財政規律を保ちながら、本市本来の適正規模に基づく行財政運営に向けた見直しを進めていきます。

既存の公共施設については、「公共施設総合管理計画」を基に施設の費用対効果等を検証しながら、統廃合や適正配置、官民連携による運営方法の見直し等、市民の声も聴きながら検討していく必要があります。

また、合併特例債事業については、建設費以外にも、後年度発生するランニングコストが重くのしかかることから、建設後の運営方法等を十分検討することが求められます。

3 節 地域整備の方向性

将来のまちの骨格を示す香取市の将来都市構造を「拠点」、「軸」、「ゾーン」などと設定し、地域整備を推進していきます。

(1) 拠点

拠点は、市民の生活や都市活動及び交流の中心となる場所で、市民の生活を支え、香取市の活力、にぎわいを創出する市域や地域の中心となります。それぞれの特性を活かした魅力のある拠点の形成を目指します。

種類	概要
① 都市拠点	<p>本市の都市活動や居住の中心となる場所で、佐原市街地と小見川市街地とします。都市拠点は、本市の「顔」となる場所で、今後も機能の充実並びに魅力の向上を図ることが求められています。地域の特性を活かした居住環境の形成と生活を支える都市サービス機能の整った暮らしやすいまちづくりを目指します。</p> <p>都市拠点 中心拠点：佐原市街地及び市街地周辺 副拠点：小見川市街地及び市街地周辺</p>
② 地区拠点	<p>山田地域、栗源地域において、地域を担う行政サービスや生活サービス機能等が集積する場所です。市民の生活や活動を支える身近なサービス等の機能が集積した拠点の形成を目指します。</p> <p>地区拠点 山田地域：支所周辺（行政）、府馬地区（生活） 栗源地域：支所周辺及び岩部交差点周辺（行政・生活）</p>
③ 産業拠点	<p>産業機能が集積する場所で、小見川工業団地を位置づけます。本市の産業を支える拠点として、小見川工業団地の操業環境の維持、向上を図ります。</p> <p>産業拠点：小見川工業団地</p>
④ 観光交流拠点	<p>観光資源となる自然環境や歴史的資源等を中心とする場所で、資源の維持、保全を図るとともに、観光や交流の場として拠点の活用を目指します。</p> <p>観光交流拠点 佐原：香取神宮周辺、小野川周辺、与田浦周辺、加藤洲十二橋周辺、 水の郷さわら、横利根閘門ふれあい公園周辺 小見川：くろべ運動公園周辺、小見川城山公園周辺、まほろばの里案内所周辺 山田：府馬の大クス周辺、橘ふれあい公園周辺、鳩山地区観光農業施設周辺 栗源：栗源運動広場周辺、道の駅くりもと周辺</p>
⑤ 都市活性化拠点	<p>本市の新たな活力を創出する、一体的な土地利用が可能な場所で、周辺環境に配慮しながら、本市の交流や活力を創出する新たな拠点の形成を目指します。</p> <p>都市活性化拠点：佐原香取 IC 周辺、阿玉台地区、大関地区</p>

(2)軸

軸は、都市間や地域間を結ぶ道路など、交流や都市活動を支える連続した空間で、市民の生活を支え、香取市の活力、にぎわい創出の基盤となります。

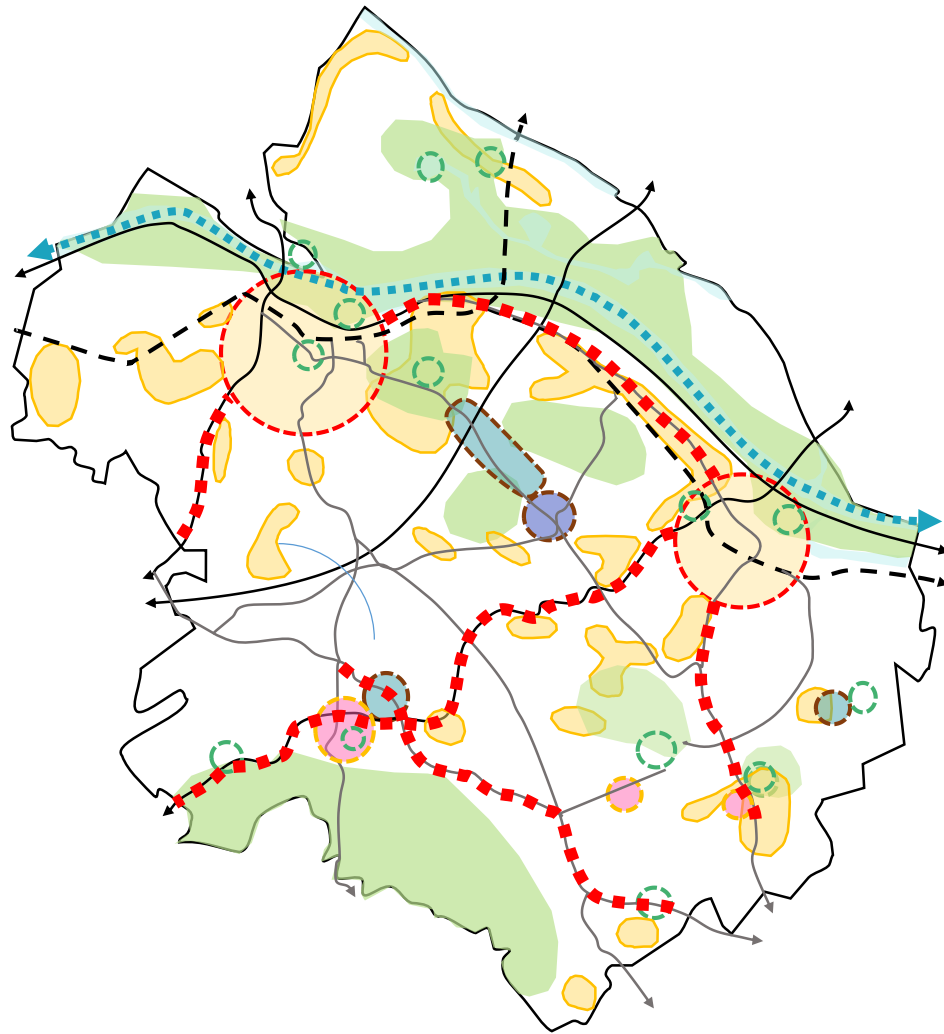
種類	概要
① 都市連携軸	<p>広域的な連絡性、または、成田国際空港や鹿島臨海工業地帯を連絡する連続した空間で、にぎわいと交流を支える機能の充実を目指します。</p> <p>都市連携軸 東関東自動車道、国道 51 号、国道 356 号バイパス、成田小見川鹿島港線、利根川、鉄道(JR 成田線、JR 鹿島線)</p>
② 地域連携軸	<p>地域間や拠点を連絡する連続した空間で、市民の生活や活動を支える機能の充実を目指します。</p> <p>地域連携軸 国道 356 号(国道 51 号以東区間)、東総有料道路~大栄栗源干潟線、旭小見川線、佐原山田線、佐原八日市場線、佐原椿海線、交流促進連絡道路、香取市横断道路</p>
③ 沿道利用検討区 間	<p>都市連携軸、地域連携軸の沿道の都市的土地利用の進展が想定される区間で、周辺の自然環境等と調和し、交通の利便性を活かした利用を目指します。</p> <p>都市連携軸における沿道利用検討区間 国道 51 号線、成田小見川鹿島港線</p> <p>地域連携軸における沿道利用検討区間 国道 356 号線(佐原市街地~小見川市街地の区間)、 東総有料道路~大栄栗源干潟線(佐原八日市場線以南区間)、 佐原山田線(佐原市街地~成田小見川鹿島港線の区間)、 旭小見川線(小見川市街地~府馬地区の区間)</p>



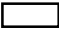


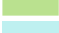







(3)ゾーン

ゾーンは、基本的な土地利用等の大枠を示すもので、それぞれの地域が有する資源等を保全、活用することで、地域の特性に応じた土地利用を目指します。

種類	概要
① ふるさと交流・定 住ゾーン	<p>農地や農村集落地等で形成される地域とします。優良農地の保全・活用に努め、生産性の高い農業生産地として活用していくとともに都市との交流空間としての活用を図ります。</p>
② 水と緑の環境保 全・活用ゾーン	<p>利根川、与田浦周辺等の水辺空間や市南部の緑を形成する山林等とします。河川や緑の保全、育成、また市民の憩いの場等として活用を図ります。</p>
③ 農村集落地等エ リア	<p>「ふるさと交流・定住ゾーン」や「水と緑の環境保全・活用ゾーン」において、まとまりのある農村集落地等が形成されている地域とします。無秩序な住宅等の開発を抑制しつつ、生活環境施設の整備を総合的に進め、農業環境・自然環境と共生する快適でゆとりのある居住環境の創出を図ります。</p>

■香取市の将来都市構造図



- | | | |
|---|--|--|
|  都市拠点 |  都市連携軸(道路) |  ふるさと・交流定住ゾーン |
|  地区拠点 |  都市連携軸(利根川) |  水と緑の環境保全・活用ゾーン |
|  産業拠点 |  都市連携軸(鉄道) |  農村集落地等のエリア |
|  観光交流拠点 |  地域連携軸(道路) | |
|  都市活性化拠点 |  沿道利用検討区間 | |

第3章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトとは

本市では、これまでの人口の推移から見られるように、出生数の減少や若年層の転出等による人口減少が急速に進んでいます。少子化や人口減少の進行は、地域の経済や活力の低下を招くとともに、人の繋がりの希薄化やそれに伴う課題解決力の低下などに繋がります。

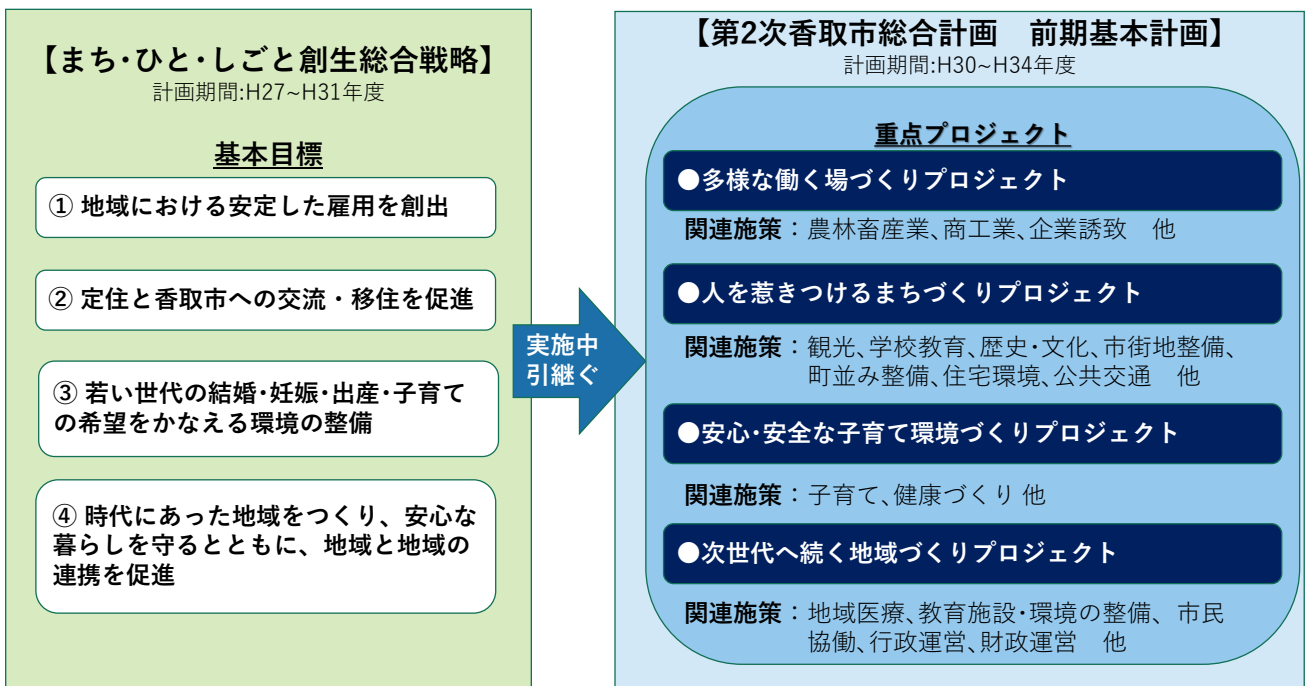
少子化や人口減少が現状のまま進行すると、市民の日常生活の利便性が損なわれるとともに、行政サービスの量・質の低下が懸念されます。さらに、これまでの市民生活の維持そのものが困難になることも見込まれることから、少子化や人口減少は本市の最大の課題となっています。

本市が行財政運営において活用できる人材・予算などの経営資源は限られており、取り組むべき課題の解決には、限りある経営資源の選択と集中を進め、重点的に取り組んでいく必要があります。このため、分野横断的な取り組みを推進するなど、最大の課題を効果的に解決するため、重点プロジェクトを設定します。

2. 「第2次香取市総合計画」と「香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係

少子化や人口減少の課題に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、市民生活の水準を維持・向上できるよう、平成27年度に、「香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(総合戦略)を策定し、喫緊に対処すべき課題について取り組みを進めています。

しかし、総合戦略の計画期間は平成31年度までであり、少子化や人口減少への対応は短期的な取り組みで成果を上げることが難しいため、継続的に取り組みを進めていく必要があります。そこで、「第2次香取市総合計画」では、総合戦略で取り組みを進めている少子化や人口減少への対応を、第2次香取市総合計画 前期基本計画に重点プロジェクトとして位置づけ、継続的に推進していきます。



3. 重点プロジェクトの基本的な視点

重点プロジェクトの設定にあたり、総合戦略の取り組みの方向性を継承しつつ、プロジェクト推進における4つの基本視点を設定します。

(1) 地域における雇用の確保

本市の地域特性や特色を生かした産業の振興と、若者から高齢者まで魅力を感じる職場の形成を通して、内外の人を惹きつける雇用環境の整備を目指します。

(2) 定住・移住・交流の促進

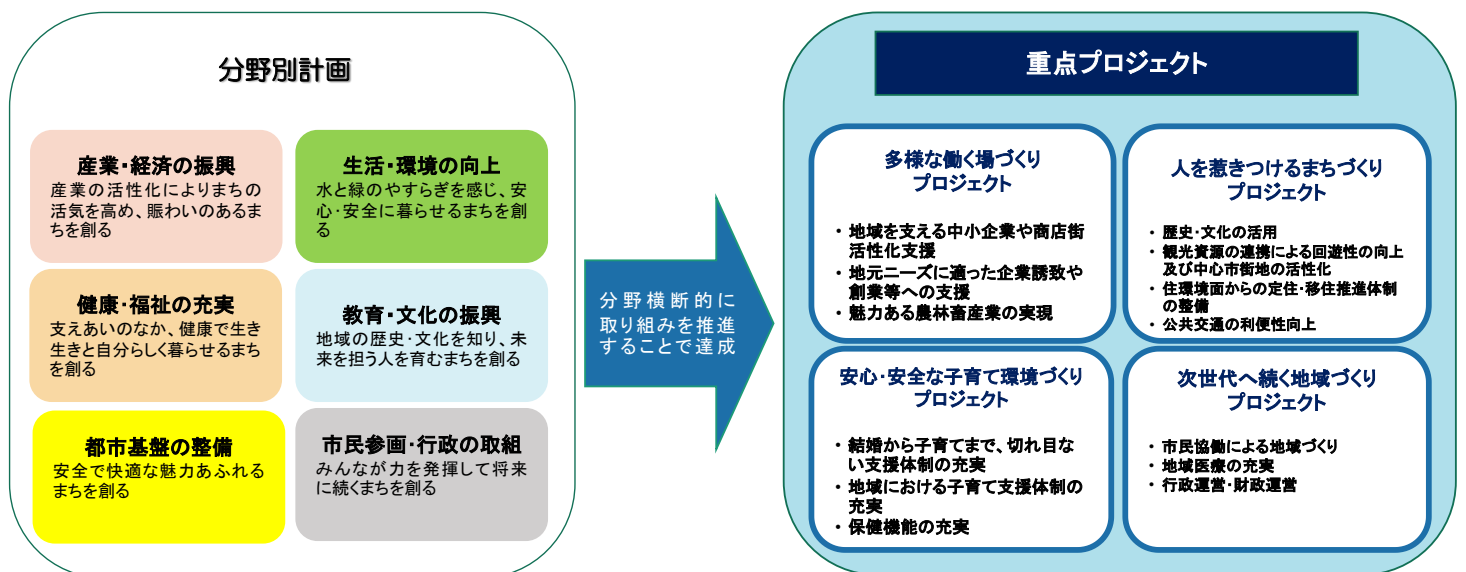
来てよし、観てよし、住んでよしの香取市の実現のために、観光資源を活用し、本市の認知度向上を図ることで、交流人口の拡大と移住者の受け入れ環境の向上を目指します。

(3) 若い世代が結婚から子育ての希望をかなえる環境の整備

若い世代が、自らの希望をかなえつつ、安心して子どもを育てられる環境の構築を目指します。

(4) 持続可能な地域づくりの推進

限りある経営資源を効率的に活用し、市民ニーズに応じた行政サービスを継続的に提供するとともに、地域づくりの取り組みを支える体制、環境の構築を目指します。



4. 重点プロジェクト

基本的な視点に対応した「多様な働く場づくりプロジェクト」、「人を惹きつけるまちづくりプロジェクト」、「安心・安全な子育て環境づくりプロジェクト」、「次世代へ続く地域づくりプロジェクト」の4つの重点プロジェクトを設定します。

(1) 多様な働く場づくりプロジェクト

これからの社会は、地域に住む若者から高齢者まで、それぞれが活躍し、その能力を発揮することができる労働環境の整備が重要です。そのためにも住み慣れた地元で、成長とやりがいを感じることで魅力的な雇用の場を創出し、生活基盤の支えとなる雇用環境の充実が必要です。

成田国際空港圏である本市の強みを生かしながら、住み慣れた地元で安定的に働き続けることができるよう、既存産業の活性化や企業の誘致、創業支援などに取り組みます。

・取り組みの方向性

① 地域を支える中小企業や商店街活性化支援

既存商店街・中小企業者の経営体質強化や空き店舗の活用などにより、各地区の商店街の魅力の向上を図ります。商工会議所・商工会と連携し、多くの人々が訪れ、交流することができる賑わいのある商店街づくりを進めます。

② 地元のニーズに適った企業誘致や創業等への支援

地域経済へ貢献する企業の誘致により、若者の定住促進に効果的な雇用環境の改善に取り組みます。地域の衰退イメージを増幅させている商店街の空き店舗の活用を図ることにより、起業や開業を促進して、商業等の機能を集積させ、地域の活性化に繋がります。また、市・金融機関・商工会議所・商工会等との協働による地域産業の創出に取り組み、新規開業者に対する支援を行うことで、本市の産業の振興を図ります。

③ 魅力ある農林畜産業の実現

担い手、後継者を育成・確保するための取り組みを行うとともに、若者の就労先としての選択肢となるような、活力と魅力に満ちた魅力ある農林畜産業を実現します。また、市・金融機関・農協との協働により生産販売体制の整備や農畜産物のブランド化及び販路の拡大を推進し、収益性の高い農業経営を確立するための支援に取り組みます。

・推進の中心となる施策

「農林畜産業」、「商工業」、「企業誘致」

(2)人を惹きつけるまちづくりプロジェクト

地域の活力を維持するためには、本市の優れた地域資源を活用して移住・定住の促進や交流人口の拡大を図ることが重要です。本市への来訪者が「行ってみたい」から「住みたい」との思いを持てるよう、歴史・食などの資源の活用により、地域の魅力を最大限に活かす取り組みと移住のための支援を行い、地域外からの人の流れを新たに創出します。

また、高校生アンケート(H29.4 実施)の結果では、「香取市に住みたい」、「また戻ってきたい」と回答した理由で、「自然」、「歴史」を多くの高校生があげていることから、将来を担う児童・生徒を対象とした地域への愛着を深める教育の実施などにより、郷土愛を醸成します。

・取り組みの方向性

① 歴史・文化の活用

郷土に誇りを持ち、本市に住みたいという意識を高めるため、地域の自然、歴史、文化などの認知度を高めます。また、祭礼や地域伝統芸能の保存・伝承への積極的な参加を促し、次世代に歴史・文化を継承します。

② 観光資源の連携による回遊性の向上及び中心市街地の活性化

地域資源を活用した集客の促進を図るため、潜在する新たな資源を発掘し、既存の観光資源と組み合わせることで周遊性を高め、本市への滞在時間の延長を図るとともに、体験型プログラムの開発や効果的なプロモーションを実施します。また、中心市街地に人々が集い、交流し、賑わいのあるまちを目指します。

③ 住環境面からの定住・移住推進体制の整備

ライフスタイルの多様化による核家族化や、少子高齢化に伴う人口減少により増加している空き家について、市外からの移住者や若年層世帯の利活用を促進することで、移住・定住の推進を図ります。また、地域コミュニティを維持するため、移住希望者へ本市の魅力を積極的に情報発信し、地域の活性化に取り組みます。

④ 公共交通の利便性の向上

市民の身近な交通手段である路線バスの運行維持を図るとともに、地域住民の生活スタイルや生活圏を考慮しながら循環バスなどの利便性の向上を図り、地域に密着した公共交通の確保を目指します。

また、本市と市外・首都圏とを結ぶ高速バスなどの公共交通の利便性を向上することで、市民の通勤・通学手段と観光目的の来訪者に対する多様な交通手段を提供し、定住性を高めるとともに交流人口の拡大を図ります。

・推進の中心となる施策

「観光」、「学校教育」、「歴史・文化」、「市街地整備」、「町並み整備」、「住宅環境」、「公共交通」

(3)安心・安全な子育て環境づくりプロジェクト

本市では、男女とも 10 代後半から 30 代までが転出超過となっており、合計特殊出生率についても、平成 25 年で全国の 1.43、県の 1.33 と比較しても、本市の 1.21 は低く、人口減少対策を考える上で、重要な課題となっています。

このような状況から、子育て世代が「ここで子どもを産み育てたい」と思えるまちをつくりあげていくため、結婚から子育てに至るまで切れ目のない一貫した支援を充実するなど、子育て世帯を地域全体で支えあい、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

・取り組みの方向性

① 結婚から子育てまで、切れ目のない支援体制の充実

若い世代が、希望どおりに結婚し、子どもが持てるように、出会いの場の拡充や経済的な負担の軽減、子育てに関する相談ができる環境づくりを進めます。また、保育ニーズの変化に応じた保育環境や保育機能の充実を図り、切れ目のない子育てサービスの提供を目指します。

② 地域における子育て支援体制の充実

地域の子育て家庭への支援により、子育ての孤立化や不安感・負担感の軽減を図ります。また、地域全体で子育てを支える環境づくりが求められていることから、家庭、地域、保育所、幼稚園などの幅広い連携を一層図り、安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

③ 保健機能の充実

妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導や保健指導等の母子保健サービスを身近な場所で受けられるようにするなど、母子保健医療体制の整備を進め、妊娠・出産・子育て期までの一貫した切れ目のない支援を目指します。

・推進の中心となる施策

「子育て」、「健康づくり」

(4)次世代へ続く地域づくりプロジェクト

地域の活力の低下は市の活力の低下につながり、本市が将来にわたり活力を保つことが困難になる恐れがあります。

また、本市が直面する様々な課題は高度化、複雑化し、行政だけでは解決できない内容が多くなっており、市民、企業等と行政が一体となって課題解決に取り組む必要があります。

さらに、合併特例による様々な優遇措置の段階的な解消に伴い、本市の財政状況は厳しさを増しており、行政サービスの質と量を維持するため、効率的な行財政運営が必要となります。

・取り組み方針

① 市民協働による地域づくり

市民と行政がそれぞれの役割を認識し、共に考え、共に行動し、地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的に向かって、理想的なまちをつくりあげていくため、住民自治協議会や自治会、各種市民活動団体への参加を促し、市民と行政の協働により持続可能な地域社会の構築を目指します。

② 地域医療の充実

小見川総合病院の診療体制を充実させるため、常勤医師の確保や市内の医療機関等との連携を図り、市民が安心して医療サービスを受けることができる体制を整備します。また、休日・夜間の救急医療や周産期医療、小児医療など本市に不足している医療提供体制の充実を目指します。

③ 高齢者福祉の推進

介護を必要とする人が必要な時に受けられる充実したサービス体制や、一歩進んだ介護予防の推進により、高齢者が生きがいを持って暮らせるまちを目指します。

また、介護予防事業や保健事業などにより、高齢者がいつまでも元気に暮らせる社会を目指します。

④ 行政運営・財政運営

新たな行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応できるよう、組織の機動性向上や職員の育成等を図り、簡素で効率的な行政運営を目指します。また、公共施設・公共インフラの老朽化による施設の維持費用の増大や人口構造の変化による施設の統廃合について、「香取市公共施設等総合管理計画」などにに基づき検討を進めます。

さらに、中期財政推計を見直し、歳入の確保と歳出の一層の適正化を進め、歳入歳出の両面から持続可能な財政構造の確立を目指します。

このため、歳出の適正化にあたっては、外部評価制度などの導入を検討し、限りある経営資源の選択と集中を図ります。

・推進の中心となる施策

「介護・介護予防」、「高齢者の生きがい」、「地域医療」、「教育施設・環境の整備」、「市民協働」、「行政運営」、「財政運営」

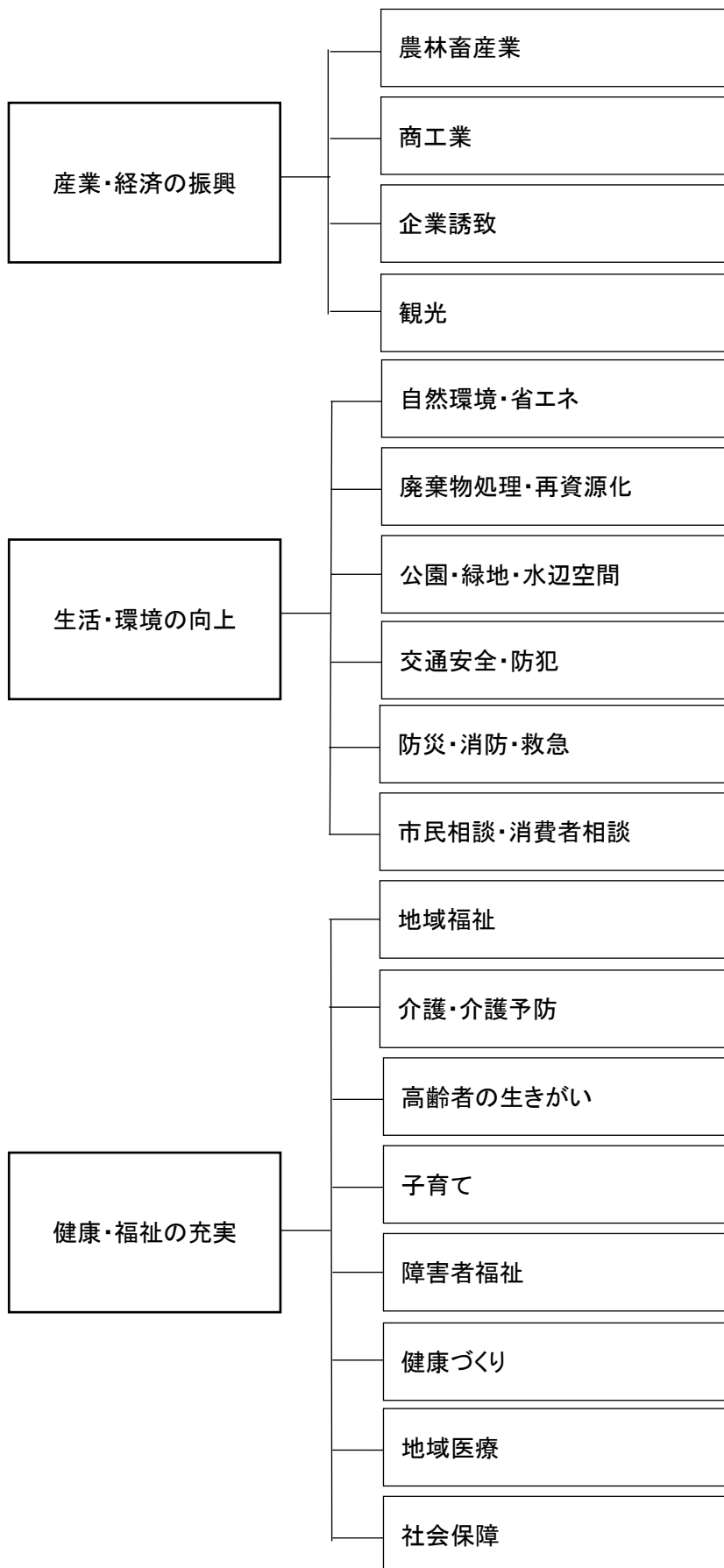
大綱	施策名	重点プロジェクト			
		多様な働く場づくり	人を惹きつけるまちづくり	安心・安全な子育て環境づくり	次世代へ続く地域づくり
産業・経済の振興 ～産業の活性化によりまちの活気を高め、賑わいのあるまちを創る～	農林畜産業	◎	○		○
	商工業	◎			○
	企業誘致	◎			○
	観光	○	◎		○
生活・環境の向上 ～水と緑のやすらぎを感じ、安心・安全に暮らせるまちを創る～	自然環境・省エネ				○
	廃棄物処理・再資源化				○
	公園・緑地・水辺空間		○	○	
	交通安全・防犯			○	
	防災・消防・救急				○
	市民相談・消費者相談				
健康・福祉の充実 ～支えあいのなか、健康で生き生きと自分らしく暮らせるまちを創る～	地域福祉			○	○
	介護・介護予防				◎
	高齢者の生きがい	○			◎
	子育て		○	◎	
	障害者福祉			○	
	健康づくり			◎	○
	地域医療			○	◎
	社会保障				
教育・文化の振興～地域の歴史・文化を知り、未来を担う人を育むまちを創る～	教育施設・環境の整備			○	◎
	学校教育		◎	○	
	青少年健全育成			○	
	生涯学習			○	
	生涯スポーツ			○	
	歴史・文化		◎	○	
都市基盤の整備 ～安全で快適な魅力あふれるまちを創る～	土地利用		○		
	市街地整備	○	◎		○
	町並み整備		◎		○
	住宅環境		◎		○
	道路整備		○		○
	公共交通	○	◎		○
	上水道				○
	下水道				○
市民参画・行政の取組 ～みんなが力を発揮して将来に続くまちを創る～	市民協働		○		◎
	人権			○	
	国際交流・地域間交流		○		
	広報・広聴		○		
	行政運営				◎
	財政運営				◎

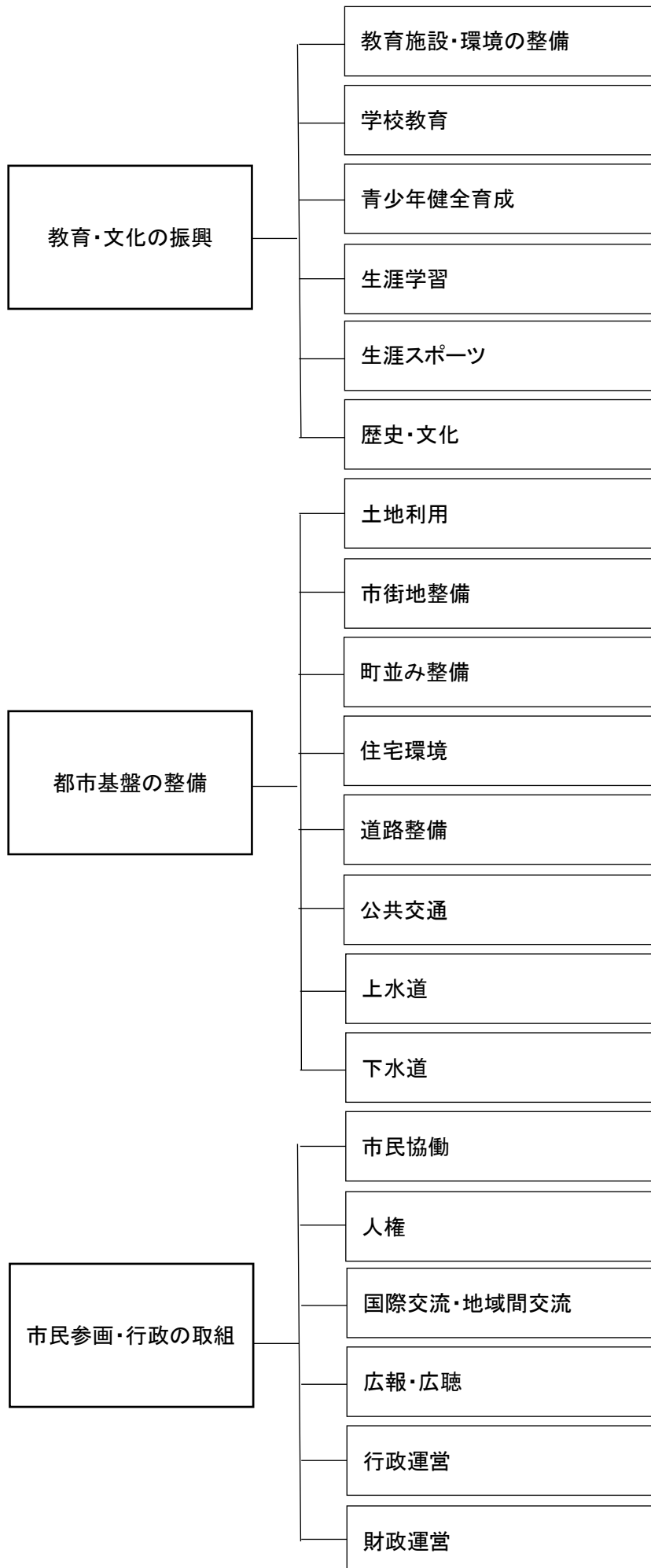
関連の強い施策：◎

関連のある施策：○

第4章 施策内容

1節 施策体系





2 節 各施策の見方

5年後の目指す姿：
5年後の各施策の目指す姿を記載しています。

施策の成果を表す指標：
5年間の目標の達成度を測るための代表的な指標を設定しています。

現状：
各施策に関連する国・県など社会の動向・現状などを記載しています。また、動向・現状に対する本市での取組を記載しています。

主な課題：
5年間の目標達成のために解決すべき課題を記載しています。

1	農林畜産業	担当課： 農政課	関係課： 農業委員会
---	-------	----------	------------

■5年後の目指す姿

次世代農業の担い手を確保・育成するとともに、生産力の強化と安心・安全など消費者ニーズに対応した農林畜産物を生産することにより、活力と魅力にあふれています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
農業産出額	市町村別の品目毎の年間生産量に農家庭先販売価格を乗じたもの (出典：農林水産省 市町村別農業産出額)	379.2 億円	384 億円	387 億円	390 億円
人・農地プラン作成数	集落・地域における人・農地プランの作成数 (出典：農政課調べ)	36 件	50 件	60 件	70 件

■現状

本市では、36 の集落・地域で人・農地プランを策定し、担い手を明確化しています。また、多面的活動組織も 75 組織で共同活動が行われています。人・農地プランの作成や多面的活動組織の共同活動を通じ、担い手への利用集積や生産コストの低減、高収益作物への転換などから、生産基盤の整備・充実を求める機運が高まっています。また、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加の進展が懸念されます。そのため、集落における人・農地プランの作成推進や多面的活動組織の支援が必要となります。

いては、平成 23 年から平成 28 年までに、認定農業者が 120 人、集落営農組織は 25 組織一定の成果が出ています。また、後継者の育成は、農業経営体セミナー受講者の新規就農者でおり、若者も含め対象者は増加しています。

担い手や認定農業者(就農者)に集中させるための施策が展開されています。産物の提供については、農協が行う農産物等の放射性物質や残留農薬検査に助成を行っ

農家のコスト軽減・安定した自給飼料を確保するため、TMR センターを整備するとともに、進会議・稲 WCS 利用組合を設置し、稲 WCS の利用強化を図っています。

体育成基盤整備事業は平成 31 年度完了見込みです。また、新たに森戸地区の基盤整備が事業採択されている状況です。

林業では、香取市森林整備計画を策定し、森林環境の保全と整備を推進していますが、木材の価格低迷や林業従事者の高齢化により森林の荒廃が進んでいます。

■主な課題

- 人・農地プラン作成による次世代における担い手の確保が必要です。
- 園芸農産物の生産力の強化拡大の推進が必要です。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が求められます。
- 耕作放棄地対策を含めた農地の担い手への利用集積・集約化が必要です。

基盤の充実が必要です。

・安全な農畜産物の生産が求められます。

・に応じた米の生産の推進、水田農業経営の確立が求められます。

・の多角化を進める 6 次産業化やブランド化の推進が求められます。

・や防災など、森林の持つ公益的機能の回復が必要です。

施策の展開：
課題を解決し、5年後の目指す姿を実現するための取り組み方針を記載しています。

■施策の展開

取り組み方針①：人・農地プラン作成による次世代における担い手の確保

集落・地域における将来の農地利用の話し合いを農業委員会と連携し、人・農地プラン策定、集落の担い手を明確にして、次世代に引き継げる集落営農組織や新規就農者など保・育成を進めます。

取り組み方針：
課題に対する対応の姿勢、解決のための行動の視点を記載しています。

主な事業	人・農地問題解決加速化支援事業及びプラン作成・見直し支援	農業後継者新規就農助成金事業
	農業次世代人材投資事業	農業経営力向上支援事業

取り組み方針②：農業生産の生産力の強化拡大

大消費地の首都圏に位置する優位性を発揮し、農産物の効率的な生産体制の構築、機械の整備などにより安定出荷を図り、生産性の向上を進めます。また、消費動向の変化に高収益の農産物生産への転換に取り組みます。

主な事業：
取り組み方針に基づいて実施していく事業のうち、主なものを記載しています。

主な事業	新「輝けちばの園芸」産地整備支援事業	
	産地パワーアップ事業	農産産地支援事業

取り組み方針③：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

集落機能が低下し、農道、水路などの地域資源の適切な安全管理が困難となっています。このため、農業者をはじめ地域住民が参画した、地域資源の保全活動や質的向上を図る共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を進めます。

関連する個別計画：
施策に関連する個別計画を掲載しています。

主な事業	多面的機能支払交付金事業	活動組織の立ち上げ等支援
------	--------------	--------------

取り組み方針④：耕作放棄地対策を含めた農地の担い手への利用集積・集約化

人・農地プランに位置付けられた担い手や規模拡大に意欲ある担い手に耕作放棄地を地集積を図りながら、生産基盤の整備・充実を行い、生産性の高い営農が展開できるよう併せて耕作放棄地の発生防止を進めます。

主な事業	農地利用集積円滑化事業	農地中間管理事業
	耕作放棄地総合対策事業	経営体育成基盤整備事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市農業振興地域整備計画	平成 21 年～継続的に改定
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 26 年～継続的に改定
水田フル活用ビジョン	平成 29 年～継続的に改定
6 次産業化等戦略	平成 29(2017)年～2021 年
香取市森林整備計画	

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
市内で生産された農林畜産物の積極的な購入

市民・地域への期待：
5年間の目標達成のために、市民・地域が取り組めることを記載しています。

3 節 各施策

1	農林畜産業	担当課： 農政課	関係課： 農業委員会
---	-------	----------	------------

■5年後の目指す姿

次世代農業の担い手を確保・育成するとともに、生産力の強化と安心・安全など消費者ニーズに対応した農林畜産物を生産することにより、活力と魅力にあふれています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
農業産出額	市町村別の品目毎の年間生産量に農家庭先販売価格を乗じたもの (出典：農林水産省 市町村別農業産出額)	379.2 億円	384 億円	387 億円	390 億円
人・農地プラン作成数	集落・地域における人・農地プランの作成数 (出典：農政課調べ)	36 件	50 件	60 件	70 件

■現状

- 本市では、36 の集落・地域で人・農地プランを策定し、担い手を明確化しています。また、多面的活動組織も 75 組織で共同活動が行われています。人・農地プランの作成や多面的活動組織の共同活動を通じ、担い手への利用集積や生産コストの低減、高収益作物への転換などから、生産基盤の整備・充実を求める機運が高まっています。また、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加の進展が懸念されます。そのため、集落における人・農地プランの作成推進や多面的活動組織の支援が必要となります。
- 担い手育成については、平成 23 年から平成 28 年までに、認定農業者が 120 人、集落営農組織は 25 組織が増えており、一定の成果が出ています。また、後継者の育成は、農業経営体セミナー受講者の新規就農者に助成を行っており、若者も含め対象者は増加しています。
- 営農については、担い手や認定農業者(就農者)に集中させるための施策が展開されています。
- 安心・安全な農産物の提供については、農協が行う農産物等の放射性物質や残留農薬検査に助成を行っています。
- 酪農では、畜産農家のコスト軽減・安定した自給飼料を確保するため、TMR センターを整備するとともに、耕畜連携農業推進会議・稲 WCS 利用組合を設置し、稲 WCS の利用強化を図っています。
- 府馬地区の経営体育成基盤整備事業は平成 31 年度完了見込みです。また、新たに森戸地区の基盤整備が事業採択されている状況です。
- 林業では、香取市森林整備計画を策定し、森林環境の保全と整備を推進していますが、木材の価格低迷や林業従事者の高齢化により森林の荒廃が進んでいます。

■主な課題

- 人・農地プラン作成による次世代における担い手の確保が必要です。
- 園芸農産物の生産力の強化拡大の推進が必要です。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮が求められます。
- 耕作放棄地対策を含めた農地の担い手への利用集積・集約化が必要です。
- 農地基盤の充実が必要です。
- 安心・安全な農畜産物の生産が求められます。
- 需要に応じた米の生産の推進、水田農業経営の確立が求められます。
- 経営の多角化を進める 6 次産業化やブランド化の推進が求められます。
- 景観や防災など、森林の持つ公益的機能の回復が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 人・農地プラン作成による次世代における担い手の確保

集落・地域における将来の農地利用の話し合いを農業委員会と連携し、人・農地プランの作成(見直し)を推進し、集落の担い手を明確にして、次世代に引き継げる集落営農組織や新規就農者などの多様な担い手の確保・育成を進めます。

主な事業	人・農地問題解決加速化支援事業及びプラン作成・見直し支援	農業後継者新規就農助成金事業
	農業次世代人材投資事業	農業経営力向上支援事業

取り組み方針②: 園芸農産の生産力の強化拡大

大消費地の首都圏に位置する優位性を発揮し、農産物の効率的な生産体制の構築、省力化のため施設や機械の整備などにより安定出荷を図り、生産性の向上を進めます。また、消費動向の変化を捉え、高付加価値、高収益の農産物生産への転換に取り組みます。

主な事業	新「輝けちばの園芸」産地整備支援事業	農産産地支援事業
	産地パワーアップ事業	

取り組み方針③: 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

集落機能が低下し、農道、水路などの地域資源の適切な保全管理が困難となっています。このため、農業者をはじめ地域住民が参画した、地域資源の保全活動や質的向上を図る共同活動を支援し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を進めます。

主な事業	多面的機能支払交付金事業	活動組織の立ち上げ等支援

取り組み方針④: 耕作放棄地対策を含めた農地の担い手への利用集積・集約化

人・農地プランに位置づけられた担い手や規模拡大に意欲ある担い手に耕作放棄地を含めて一定規模の農地集積を図りながら、生産基盤の整備・充実を行い、生産性の高い営農が展開できるようにします。また、これと併せて耕作放棄地の発生防止を進めます。

主な事業	農地利用集積円滑化事業	農地中間管理事業
	耕作放棄地総合対策事業	経営体育成基盤整備事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市農業振興地域整備計画	2008(平成 21)年～継続的に改定
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	2014(平成 26)年～継続的に改定
水田フル活用ビジョン	2017(平成 29)年～継続的に改定
6次産業化等戦略	2017(平成 29)年～2021年
香取市森林整備計画	2013(平成 25)年～2023年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
市内で生産された農林畜産物の積極的な購入

■5年後の目指す姿

新規創業者や事業拡大等により、空き店舗が活用され、既存商店街の魅力が向上し、地域の人たちの買い物が地域で行われ、買い物客で賑わう商店街が形成されています。また、市内の雇用の受け皿となる優良な事業所等が多く立地しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
商工団体加入事業者数	佐原商工会議所と香取市商工会に加入する会員の合計事業者数 (出典:商工観光課調べ)	1744 事業所	1744 事業所	1744 事業所	1744 事業所
空き店舗新規開店数(計画期間中の累積数)	香取市空き店舗対策事業補助金の交付を受け、新たに空き店舗に出店した事業者数 (出典:商工観光課調べ)	3件	3件	10件	15件

■現状

- ・ 全国的に、市街地では空洞化や空き店舗の増加、シャッター通り化が進んでおり、中心市街地の商業活性化が課題となっています。また、工業では、担い手の確保が課題となっています。
- ・ 本市では、近隣市の郊外型大規模ショッピングモールに買い物客が流出し、地域の商店街での消費が少なくなり、活力が低下しています。そのため、商店街活性化を図るためのイベント開催支援や、プレミアム商品券発行事業による消費喚起などの取り組みを行っています。
- ・ 商店等の後継者不足や高齢化、廃業等による空き店舗増加の問題を抱えています。空き店舗対策事業では、新規開業者が年に1~2件と一定の実績をあげているもの、商店街の活性化には結びついていない状況です。
- ・ 工業は、小見川第一工業団地と農工団地があり、小見川工業団地連絡協議会に参加して地域の工業振興に努めています。また、工業についても雇用者の確保が課題となっています。

■主な課題

- ・ 中心市街地の商業活性化が必要です。
- ・ 新たに事業を行う事業者に対する支援が必要です。
- ・ 近隣市へ流出している買い物客を取り戻すため、集客力の高い商業施設の誘致が必要です。
- ・ 空き店舗への出店者に対する支援の充実が必要です。
- ・ 事業承継の支援が必要です。
- ・ 市内の工業の活性化が必要です。
- ・ 潜在的な課題として地域工業の後継者の確保・支援が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 商店街等への支援及び商業団体の支援・育成

地域の商店街の魅力向上に向けたイベント、事業等に支援を行い、商店街の活性化を図ります。また、佐原商工会議所や香取市商工会、商店会連合会などの各種商業団体と連携し、基盤強化、商業活性化に向け取り組みます。さらに、今後増加することが見込まれる観光客を対象とした事業、商品の開発等を地域の商工業者と連携し促進します。

主 な 事 業	商業活性化事業	商工会議所・商工会支援事業
	(仮称)観光客を対象とした事業、商品の開発事業	

取り組み方針②: 新たな創業者等への創業支援と空き店舗への出店促進、事業承継の支援

新たに事業を行う創業者や新たな分野に事業展開する事業者に対し、相談、支援体制を拡充します。また、商店街の空き店舗への出店を促進し、商店街のにぎわい創出に取り組みます。新たな創業者等についても空き店舗への出店を促します。

また、事業主の高齢化や後継者不足により、廃業となるケースが増加していますが、既存商店等の価値を引き継ぎ、事業の継続、店舗の空き店舗化を防ぐため、事業承継を推進します。

主 な 事 業	創業支援事業	空き店舗対策事業
	事業承継支援事業	

取り組み方針③: 集客力の高い商業施設の誘致

市外に流出している買い物客を市内に集客するとともに、市内での買い物の利便性向上を図る観点から集客力の高い商業施設の誘致を図ります。

主 な 事 業	商業施設誘致促進事業	

取り組み方針④: 市内の工業の活性化

既存事業者が、市内で事業を継続的に行うことや新たな設備投資、事業規模の拡大等に対し支援を行い、地域経済の基盤となり雇用の受け皿となる工業の活性化を推進します。

主 な 事 業	既存製造業の規模拡大等への支援	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待	
市内の商店街の活用(一般市民)	
商店街の魅力向上(事業者)	
事業継承に向けた早期検討(事業者)	
工場操業への理解(一般市民)	
工場等の周辺住民・環境等への配慮(事業者)	

■5年後の目指す姿

地域経済の基盤となる企業が立地し、市民が市内で働きたいと思える様々な業種及び職種の雇用の場が確保され、地域経済が活性化しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
誘致企業数	計画期間内の誘致企業数(累計値) (出典: 商工観光課調べ)	—	1 件	3 件	5 件
誘致企業の従業者数(うち市内在住従業者数)	計画期間内の誘致企業の従業者数(調査時点の雇用者総数) (出典: 商工観光課調べ)	—	10 人 (6 人)	30 人 (18 人)	50 人 (30 人)

■現状

- ・ 国内では、2020年の東京オリンピックに向けた設備投資が大企業を中心に行われ、有効求人倍率も大幅に改善されており、経済状況は回復基調にあります。都市部での景気動向は好転しているという発表があるものの、本市では依然として厳しい状況が続いています。
- ・ 佐原公共職業安定所管内では、有効求人倍率が1を超えており、新たに立地した企業や進出を希望する企業において、雇用者の確保が課題となっています。
- ・ 企業誘致を進めるにあたり、誘致可能な用地の確保が課題となっており、誘致候補地の選定、工業団地整備が必要な状況にあります。市が所有する産業用地である小見川産業用地への誘致を行い、2社の誘致が決定しています。
- ・ 民有地への企業誘致も積極的に行っており、第1次香取市総合計画の実施期間中に、香取市企業立地促進条例に基づく指定を受け、操業を開始した企業が8社となっています。
- ・ 金融機関やデベロッパー、立地が決まった企業の関連企業等、様々な企業と情報交換を行い、企業ニーズを把握し、誘致活動を行いました。

■主な課題

- ・ 市有地などへの誘致推進が必要です。
- ・ 誘致可能な用地の確保、情報収集が必要です。
- ・ 誘致可能な用地の確保のため、工業団地の整備検討が必要です。
- ・ 情報交換を行っている様々な企業との関係構築が、引き続き必要です。

■施策の展開

取り組み方針①:小見川産業用地をはじめとした市有地への企業誘致

小見川産業用地のほか、空き公共施設、廃校跡地など、市が所有する用地への企業誘致を強力に推進します。特に、小見川産業用地は、既に2つの企業が立地しましたが、用地が残っていることから、最優先で誘致に取り組めます。

主な事業	小見川産業用地公募事業	空き公共施設等への企業誘致事業

取り組み方針②: 誘致可能な用地の確保

企業誘致が可能な用地の情報を収集し、用地の開発可能性などについて調査・検討を行ったうえで、企業に対し、情報を提供します。また、必要に応じ用地の取得、造成、インフラ整備等を実施します。

主な事業	用地情報収集・調査事業	用地情報提供事業
	用地確保事業	

取り組み方針③:工業団地の整備の検討

企業を誘致するためには、造成、インフラの整備がされている用地が求められていることから工業団地整備について検討します。整備にあたっては、千葉県や民間デベロッパー、金融機関と協議し、さまざまな手法を検討します。

主な事業	工業団地整備検討事業	

取り組み方針④:企業等との情報交換、企業ニーズの把握

金融機関や不動産業者、デベロッパー、立地企業の関連企業等、その他、様々な企業と随時情報交換を行うことにより、企業ニーズを把握し誘致に繋げます。また、市内に立地する企業の懇談会を開催し、企業間の連携の推進と情報共有を図ります。

主な事業	企業等との情報交換	立地企業懇談会事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
遊休地等の用地情報の提供
立地する企業への理解・共存

■5年後の目指す姿

市街に存在する観光資源が磨き上げられ、また、組み合わせられることにより、新しい魅力が創出されています。そのことにより、観光客の本市での滞在時間の延長が図られ、観光に関連する産業が活性化しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29) 万人 (2016)	2018 万人	2020 万人	2022 万人
年間観光入込者数	本市を訪れる観光入込客の総数 (出典：商工観光課調べ)	693 万人 (2016)	700 万人	710 万人	720 万人

■現状

- 本市の年間入込客数は、平成 28 年には約 693 万人となり、震災時の平成 23 年の約 636 万人から大きく回復しております。また、2020 年には東京オリンピックを控え、外国人観光客の増加が期待できます。
- 平成 28 年実施の香取市集客・観光・交流アクションプラン見直しに伴うアンケート結果では、予定滞在時間について、「宿泊」する観光客数は 4.6%、「2～3 時間」が 43.5%と最も多く、市内での回遊が少なく、通過型の観光が主流になっています。
- 佐原の大祭や香取神宮などの既存の観光資源に加え、果物の農業体験のツアー造成が進んでおり、本市で宿泊するニーズが高まっています。また、平成 30 年度に JR 佐原駅前に誘致した宿泊施設の開業が控えており、宿泊客の増加が期待できます。
- 水郷佐原あやめパークは、新規顧客の開拓とリピーターの確保及び地域の活性化に資するため通年型の施設を目指し、平成 29 年度にリニューアルオープンしました。今後、各種イベント等を実施し、集客を図ります。
- 観光情報の受発信では、各観光団体と連携し適宜情報更新を実施しています。また、無料公衆無線 LAN サービス Katori Free Wi-Fi の構築と多言語併記観光案内サインの段階的整備を行い、観光客の滞在・回遊性の向上及び満足度向上を図っています。
- 平成 28 年度に、成田・佐倉・銚子との周辺観光圏で北総四都市江戸紀行として日本遺産に認定されたとともに、佐原の山車行事がユネスコ無形文化遺産登録されたことにより、本市の魅力を国内外に発信し、観光客の誘致を図るなど地域振興につなげています。

■主な課題

- 水郷佐原あやめパークを通年型観光施設とするための事業検討が必要です。
- 東京オリンピックを控え、外国人観光客の受入環境の整備が必要です。
- メディアへの積極的なプロモーションと今後につなげるメディア対応が必要です。
- 通過型から宿泊・滞在型の観光への転換が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①:水郷佐原あやめパークの活性化と体験型観光の推進

再整備した水郷佐原あやめパークをあやめ祭り期間以外にも誘客できる年間を通じた観光施設とするため、施設環境を活かしたイベントの実施と旅行商品としての売り込み強化に取り組み、経済効果向上を図ります。また、各施設において、本市の食や自然などの魅力を実感してもらうため、来訪者ニーズを捉えた体験型観光を推進します。

主 な 事業	水郷佐原あやめパーク活用事業 体験型観光プログラム事業	観光宣伝キャラバン事業
--------	--------------------------------	-------------

取り組み方針②:外国人観光客誘致の推進

国内外観光客の誘致を図るために、成田空港に隣接する立地条件を活かし、水郷三都の潮来、鹿嶋や成田などの周辺観光圏自治体等との連携を進めます。また、国、県及び周辺自治体と補助事業等も活用しながら連携し、外国人観光客向けのプロモーション充実と受入環境整備を進めるなど、国際観光を推進します。

主 な 事業	周辺観光圏自治体との連携 国際観光推進事業	共通の課題や目的をもった自治体等との連携
--------	--------------------------	----------------------

取り組み方針③:戦略的プロモーションの推進

市を中心に関係団体と連携の上、戦略的及び効果的なプロモーションを推進します。メディアへの積極的な観光情報のリリースとそれによる広報宣伝事業の展開により、市の認知度強化を推進し、メディア露出効果を誘客へ結び付けます。また、北総四都市江戸紀行の日本遺産認定や佐原の山車行事のユネスコ無形文化遺産登録、古民家を改修した宿泊運営、首都圏近郊の強みを活かした食の魅力等を有効活用したプロモーションを展開し、宿泊・滞在型観光を推進します。

主 な 事業	香取市観光パブリシティ強化事業 地域ブランディング推進事業	メディアとのコネクション形成 歴史・食の魅力開発事業
--------	----------------------------------	-------------------------------

取り組み方針④:観光客の滞在時間の延長

これまでの取り組みにより、佐原の歴史的町並みには多くの観光客が訪れるようになってきました。それに加え、年間を通じた観光施設をめざし再整備された水郷佐原あやめパーク、観光と並び市の主要産業に挙げられる農業を活かしたフルーツ狩り体験など、新たな観光資源が育ってきています。また、平成30年度には誘致した宿泊施設が完成し、古民家を活用した宿泊施設も民間主導で行われています。これらを組み合わせPRすることで観光客の滞在時間の延長を図ります。

主 な 事業	水郷佐原あやめパーク活用事業 体験型観光プログラム事業	観光宣伝キャラバン事業 日本版DMO及びDMCとの連携
--------	--------------------------------	--------------------------------

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市集客・観光・交流アクションプラン見直し版	2017(平成29)年度～2020年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
おもてなしの心をもった観光客の受け入れ
本市の魅力の再認識と外部へのPR
積極的な交流
後継者の育成

■5年後の目指す姿

市民が行うボランティア活動と連携し、自然保護や環境への負荷低減の意識を醸成することで、豊かな自然環境の保全を図り、自然と共生するまちになっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
河川の BOD 環境基準の達成率	市内河川汚濁測定箇所のうち環境基準を達成した箇所の割合 (出典:環境安全課調べ)	56.7 %	57.7 %	59.7 %	61.7 %
住宅用太陽光発電設備の導入量	住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請による住宅用太陽光発電設備発電出力(KW)の合計 (出典:環境安全課調べ)	2,755 KW	2,905 KW	3,205 KW	3,505 KW

■現状

- ・ 全国的に、高齢化社会の状況において地域での自然環境保全活動への積極的な参加が必要です。本市では、環境保全活動を行うボランティアの高齢化が進んでおり、活動が停滞しつつあります。今後、活動を推進していくためには、市民一人ひとりの環境保全意識の高揚が必要です。
- ・ 平成 24 年度に、香取市地球温暖化対策実行計画(事務事業編 改訂版)を策定し、地球温暖化防止策として温室効果ガス削減に取り組み、平成 28 年度の実績として平成 22 年度から 12.2%を削減しています。また、平成 29 年度には 2 回目の改訂となる香取市地球温暖化対策実行計画(事務事業編 改訂版)の策定を予定しています。
- ・ 平成 23 年の東日本大震災以降、災害に強い安全な都市形成が求められるなかで、省エネに向けた取り組みや再生可能エネルギーの積極的な利用が必要です。本市では、公共施設、未利用市有地の有効活用を図り、県内で初の太陽光発電事業へ参入し、収益は生活環境向上施策による市民還元事業に充当しています。
- ・ 佐原清掃事務所内の資源物ストックヤードなどの施設を活用し、市民が搬入する枝木、紙布類、発泡スチロールなどの資源化を図っています。
- ・ 市民や団体に対して、環境保全の取り組みについて啓発・周知・学習等の展開を行うとともに、補助金の交付及び活動の支援を行いました。かとり市民環境ネットワークの設立を支援し、市内団体の連携を進めています。

■主な課題

- ・ 環境保全体制の充実が必要です。
- ・ 環境保全意識の啓発・推進が必要です。
- ・ 再生可能エネルギーの利活用の推進が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①:環境保全体制の充実

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、環境基本計画を見直し、自然環境保全に必要な環境測定を行います。

さらに、環境保全団体との連携を促進し、環境情報の共有を図るとともに、環境フォーラム、自然観察会などを協働で実施します。

主な事業	環境基本計画推進事業	大気汚染防止対策事業
	水質汚濁防止対策事業	

取り組み方針②:環境保全に関する意識の啓発

ごみゼロ運動・河川清掃などの地域美化活動の推進や県・地域と連携した小野川・黒部川等の河川浄化を推進するとともに、地域の自主的な環境保全活動に取り組む団体を支援します。

小学校児童や保護者等を対象に、地域の自然環境の素晴らしさを理解するとともに、環境保全に対する興味・関心を高めることを目的として、毎年ホタル観察会を開催します。

主な事業	河川愛護事業	ホタル観察会事業

取り組み方針③:再生可能エネルギーの利活用

住宅用太陽光発電設備など、再生可能エネルギーの家庭での利用を推進するための設備導入に対する助成を行うとともに、再生可能エネルギーの活用、環境に負荷をかけないライフスタイルの重要性を啓発します。

主な事業	生活環境整備事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市環境基本計画	2009(平成 21)年～2018(平成 30)年
香取市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	2018(平成 30)年～2022 年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域美化活動等への参加
環境に負荷をかけないライフスタイルの実施

■5年後の目指す姿

ごみ処理の責任体制が明確化され、市民、事業者、行政の協働の下、ごみの発生抑制、再利用・再資源化を推進することにより、適正処理が図られる資源循環型のまちとなっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
1人1日あたりのごみ排出量	1年間のごみの1日あたりの総量を人口で割った値 (出典:環境安全課調べ)	1,016 g/人・日	978 g/人・日	941 g/人・日	925 g/人・日
リサイクル率	1年間のごみの排出総量に対し、リサイクルした量の割合 (出典:環境安全課調べ)	15.5 %	19.1 %	24.5 %	28.1 %

■現状

- 本市は、市民1人1日あたりのごみの排出量は全国平均値及び千葉県平均に比べ多い状況です。また、合併以降、毎年約1,000人の人口が減少しているにもかかわらず、一般家庭ごみ収集総量は人口減ほど減少していないことから、ごみの減量化・再資源化の啓発活動等に努めています。
- 小中学校の統合等により資源回収実施団体が減少しており、集団回収量の減少が懸念されます。そのため、ごみの減量化・再資源化へ向けて更なる分別の徹底に努めていきます。また、再資源化率の向上に向けて、資源物の出しやすいシステムの構築を目指します。
- 平成27年度より完全ごみステーション方式へ移行し、収集作業能率と道路事情・景観上の問題が改善しています。また、ごみステーション補助金活用により、地域による維持管理の問題解決にも繋がっています。
- 平成27年12月にごみ処理施設統合により経費削減となったことで、可燃袋の値下げと旧袋と新袋の交換を平成28年12月より実施しています。
- 平成29年度からプラマーク容器・包装の分別の回収を開始しています。

■主な課題

- 1人1日あたりごみの排出量削減が必要です。
- ごみ出し困難者への啓発が必要です。
- プラスチック製容器包装分別収集の啓発の継続が必要です。
- 不法投棄対策の継続的な実施が必要です。
- 香取広域市町村圏事務組合の焼却施設の負担軽減に向けた取り組みが必要です。
- 民間の中間処理施設利用によるごみ処理の効率化と市民の利便性向上が求められます。

■施策の展開

取り組み方針①:ごみの減量化対策の推進

ごみの直接搬入の中でも枝木・草等の搬入量は、総排出量の中でも大きなウエイトを占めていることから、市の施設から民間施設への搬入を誘導し、ごみ全体の総排出量が減量を図ります。また、家庭ごみの分別化の徹底に向けて、より一層の啓発活動に努めます。

主な事業	ごみの分別化普及啓発事業	

取り組み方針②: ごみ出し困難者対策の推進

高齢化社会のため今後についても、市の地域包括支援センターやデイサービスセンター等に声掛けを行い、ごみ出し困難者へ対する戸別収集を継続します。

主な事業	ごみ出し困難者個別収集普及啓発事業	塵芥処理事業

取り組み方針③: 分別収集の適正化の推進

プラマークに対する認識等の向上を図るため、広報紙、市ウェブサイトや出前講座を活用した啓発活動を行い、プラスチック製容器包装分別収集を推進します。

主な事業	プラスチック製容器包装分別収集普及啓発事業	

取り組み方針④: 不法投棄の防止

山林、道路や河川敷への不法投棄が後を絶たないことから、不法投棄監視委員の協力を得て監視及び防止に努めます。また、テレビや冷蔵庫等のリサイクル家電の投棄が増加傾向にあることから、常時不法投棄パトロールを実施します。

主な事業	監視カメラ設置事業	不法投棄パトロール事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
ごみの減量と分別の協力
ごみステーションの維持管理

■5年後の目指す姿

公園や緑地などが、適正な管理や整備が行われることで、健康づくり・レクリエーション活動や憩いの場として活用されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
市民 1 人あたりの公園面積	市内の都市公園面積を人口で割った値 参考:全国平均 10.3 m ² /人 ,県平均 6.3 m ² /人 (出典:都市公園等整備現況調査)	6.36 m ² /人	6.54 m ² /人	7.59 m ² /人	8.08 m ² /人

■現状

- ・ 千葉県の1人あたり公園面積は、平成27年度末で6.3 m²/人と全国ワースト2位となっていますが、本市についても低い状況にあります。
- ・ 財政制約等が深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、質を向上させることが重要となっています。そのため、施設の管理への民間活力の導入が必要となっています。現在、里親制度を含め10箇所の公園について、地元自治会などへの委託を実施しています。また、小見川城山公園の桜の樹勢回復や施設の修繕など、市全域で公園全体の適切な維持管理を行っています。
- ・ 公園の施設や機能の老朽化による魅力低下への対応、公園空間の有効活用として、公園や広場等のオープンスペースが多面的な機能を発揮することが求められています。また、使用不能となる遊具や施設が増えることが予想されるため、既存公園の統廃合を含む整備・維持に関する長期計画の策定が必要となります。
- ・ 橋ふれあい公園は、第1工区((仮称)交流館、パークゴルフ場、駐車場等)の用地取得が完了し、平成29年度から整備工事に着手し、引き続き、計画的に整備を進めていきます。
- ・ 水辺空間については、市民にとって親しみやすい空間を創出するため、両総用水第一導水路兩岸の地域交流拠点(緑道)としての整備が完了しています。

■主な課題

- ・ 公園施設の老朽化への対応が必要です。
- ・ 公園管理への民間活力の導入が求められます。
- ・ 公園長寿命化計画の策定が必要です。
- ・ 橋ふれあい公園の計画的な整備が求められます。
- ・ 公園管理での地域との連携が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 施設の適正な維持・管理

憩いの場であるとともに、防災やレクリエーションなど多様な機能を有する空間として、各公園の立地等を踏まえ、公園・緑地などの特徴や役割等を考慮した適正な維持管理と長寿命化に取り組みます。

主な事業	公園・緑地の維持管理	

取り組み方針②: 多様な主体との連携

指定管理者制度などを活用することにより、民間事業者の活力やノウハウを導入し、より良い公園を目指します。そのため、その公園にふさわしい民間サービスを導入できるような制度活用方法を検討します。

また、地域による自主管理を促進し、地域との協働による維持管理を進めます。市民等と連携して公園などの管理・運営が行えるよう、役割を分担し、参加しやすい仕組み構築します。

主な事業	民間活力導入の検討	市民等との連携による維持管理の促進

取り組み方針③: 橋ふれあい公園の整備

本市の「自然体験エリア」の1つである橋ふれあい公園を、豊かな自然空間を生かし、多世代間の交流の場、市民の健康増進の場及び市外からの観光客を誘致する場として拡張・再整備します。

主な事業	橋ふれあい公園整備事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域公園は自分たちの公園であるという意識の所有
地域公園の市民、自治会等による自主的な維持管理

■5年後の目指す姿

カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の設置や防犯活動への支援により、交通事故及び刑法犯罪が減少し、安心・安全に暮らせるまちになっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
人口 1,000 人当たりの交通事故発生件数	人口 1,000 人当たりの年間交通事故の発生件数 (出典:環境安全課調べ)	3.348 件	3.248 件	3.048 件	2.848 件
人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数	人口 1,000 人当たりの年間刑法犯認知件数 (出典:環境安全課調べ)	7.035 件	6.965 件	6.824 件	6.683 件

■現状

- ・ 全国的に、高齢化に伴った高齢者の交通事故増加や特殊詐欺による犯罪被害が増加しています。また、自分たち自身で犯罪から「まち」を守る、交通事故を未然に防ぐといった意識の希薄化が懸念されます。今後、安全で安心な地域社会の実現を目指すには、市民自身の交通安全、犯罪防止に対する意識高揚を図ることが必要です。
- ・ 本市では、地域高齢者クラブ単位での交通安全教室の開催に注力し、その結果、受講者数も年々増加しています。また、市内全ての幼稚園、保育所においても徹底して交通安全教室を開催しています。
- ・ 交通安全施設の整備に関しては、地区要望、通学路合同点検や交通事故発生箇所の現地診断等から緊急性や危険度を勘案し、有効かつ効果的な施設整備に取り組んでいます。
- ・ 交通安全(防犯)ボランティアに対しては、青色防犯パトロールの貸出しを始め、様々なパトロール用品の無料貸与等の活動支援をしています。

■主な課題

- ・ 交通安全意識の高揚を図るための啓発活動が必要です。
- ・ 交通安全施設の整備及び防犯設備の整備が求められます。
- ・ 交通安全(防犯)ボランティア団体との更なる連携が必要です。
- ・ 交通安全(防犯)ボランティア団体の高齢化への対応が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①:交通安全意識・防犯意識の啓発

高齢者に対する交通安全・防犯に関する働き掛けを継続して実施するとともに、保育園児、幼稚園児を対象とした交通安全教室を開催します。

主な事業	交通安全啓発事業	

取り組み方針②:交通安全施設及び防犯設備の整備・充実

自治会等からの要望も踏まえ、緊急性や危険度を考慮し、交通安全施設及び防犯設備の整備を実施するほか、道路管理者・交通管理者とも連携を図り、有効かつ効果的に整備します。

主な事業	交通安全対策施設整備事業	防犯設備整備事業

取り組み方針③:交通安全・防犯ボランティア団体との連携推進・情報共有

自治会、ボランティア団体等と連携・協力を図り、自分たち自身で、「まち」を守るという意識を強化させるとともに、積極的な犯罪発生情報の提供を行い犯罪の起きにくい地域づくりを推進します。

主な事業	防犯物品貸与事業	青色防犯パトロール貸出事業
	防犯ボランティア団体への支援	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第10次香取市交通安全計画	2016(平成28)年度～2020年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
交通安全教室等への積極的な参加
交通安全施設や防犯設備の必要箇所の洗出し
交通安全施設や防犯設備の地域での管理
自主的な交通安全(防犯)ボランティア活動

■5年後の目指す姿

災害時の被害を最小化する減災の考え方を基本として、地域と市民が助け合える地域防災力が向上しています。また、市の防災対策及び消防救急体制が整っています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
自主防災組織の組織率	全世帯に占める自主防災組織への加入率 (出典:総務課調べ)	38 %	44 %	52 %	60 %
家庭や地域で災害時の対応を共有している割合	市民意識調査の数値	45.3 %	60 %	80 %	100 %

■現状

- 近年の異常気象による大規模な水災害や首都直下地震、千葉県東方沖地震の発生が危惧されています。このため、防災意識の醸成による官民一体となった防災・減災対策への取り組みが必要です。
- 本市では、千葉県が指定する土砂災害警戒区域の市民にハザードマップを配布し、土砂災害への意識向上を図るとともに、避難行動に関する周知・啓発を行っています。また、学校や公園等を緊急避難場所及び避難所として、災害種別ごとに指定しています(緊急避難場所 62 箇所・避難所 45 箇所)。自主防災組織が、111 の町内において設立されたことにより、全世帯の 38%が自主防災組織に所属しています。
- 利根川・霞ヶ浦の浸水想定が見直されたことによる洪水ハザードマップの更新が必要です。また、避難行動要支援者避難支援計画に基づく、個別の支援計画を作成する必要があります。
- 多様化する災害や事故等、消防を取り巻く環境変化への的確な対応が求められていることから、更なる消防・救急業務の強化が必要とされています。また、平成 25 年施行の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」により、消防団への加入促進や団員への処遇の改善等が、消防団の充実強化の取り組みがされています。
- 合理的で最大限の消防力が発揮できるよう、その基盤を整備する必要性から消防車両及び消防署を含む消防施設の計画的な整備・更新を行っています。

■主な課題

- 自主防災組織が中心となる地域防災力の向上と、地域間相互の連携及び市との連携充実が必要です。
- 地域防災計画に基づく災害対策マニュアル等の作成が必要です。
- 災害対策マニュアル等に基づく、実践的な防災訓練(地震・土砂・洪水)の実施が必要です。
- 避難行動要支援者避難支援計画に基づく個別支援計画の策定が必要です。
- 洪水ハザードマップを更新するとともに、市民への説明・理解が求められます。
- 内水氾濫防止・軽減のため排水機場等の的確な管理運用が必要です。
- 災害備蓄物資や防災資器材の確保が必要です。
- 消防団強化及び安全確保のため、活動車両や機材等の整備充実が必要です。
- 消防団員の確保が難しくなっていることから、団員の加入促進に努めることが必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 地域防災力の向上

自助・公助の重要性を再確認するため、自主防災組織の設立と活動の活性化を目指すとともに、消防団との連携を充実させるための体制を整えます。また、避難行動要支援者避難支援計画に基づく個別支援計画の策定を推進します。

主な事業	自主防災組織設立・活性化事業	住民自治協議会及び自治会連合会との連携構築

取り組み方針②: 大規模災害に関する減災対策

土砂災害、大規模氾濫による洪水災害等の避難勧告等の発令基準を設定し、伝達手段及び避難行動を明確にして周知・啓発を行うとともに、より実践的な避難訓練等を実施します。

主な事業	避難勧告等の発令基準及び避難行動マニュアルの作成	利根川・霞ヶ浦大規模氾濫に関する減災対策事業
	土砂災害警戒区域の指定関連事業	総合防災訓練及び地区における防災訓練等の実施

取り組み方針③: 消防団の充実強化及び処遇改善

消防団の強化及び安全確保のため、活動車両や機材等の整備を充実し、団員の加入促進のため、団員の処遇改善に取り組みます。

主な事業	消防団活動用及び個人装備等の充実	

取り組み方針④: 災害備蓄物資や防災資器材の確保

大規模災害に備え、災害備蓄の品目・数量を充実させるとともに、必要な防災資器材の整備に努めます。また、家庭及び地区コミュニティによる災害備蓄の啓発に努めます。

主な事業	民間企業等との災害時応援協定等締結の推進	備蓄・防災資器材整備

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域防災計画	2008(平成20)年～ ※平成28年見直し
消防力整備後期実施計画(消防本部)	2016(平成28)年～2025年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地区・家庭での備蓄の推進
地区コミュニティの強化

■5年後の目指す姿

市民相談窓口や消費者相談窓口が市民に広く認知され、誰もが気軽に相談でき、適切なアドバイスが受けられる相談体制が整備されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
消費者トラブルに巻き込まれた人の割合	市民意識調査の数値	3.5 %	3.4 %	3.2 %	3.0 %
消費生活講座の参加人数	研修会、セミナーへの延べ参加者数 (出典：商工観光課調べ)	93 人	100 人	110 人	120 人

■現状

- ・ 全国的に金銭トラブルが増加しており、金銭に関する相談や消費者相談の必要性が急激に高まっています。
- ・ 本市では、弁護士、司法書士による無料法律相談を各々月 2 回、行政相談員による行政相談を月 1 回開催しています。消費者生活相談は相談体制の充実を図るため、平成 25 年 4 月から香取市消費生活センターを開設し、相談日を週 5 回体制で実施しています。
- ・ 市民に対しては、法律相談や行政相談などの目的や開催日を広報紙及び市ウェブサイトに記載するなどの周知を図っていますが、市民意識調査によると重要度、満足度は低くなっています。
- ・ 今後、金銭問題に関する相談や消費生活相談が増えることが予想されることから、相談体制の強化が求められます。このように複雑化、高度化、広範化する相談内容に対応するため、関係課と連携し、適切・迅速な窓口対応を図っています。
- ・ 消費生活講座、消費生活展を開催し、市民の消費生活に関する知識の向上、自立した消費者の育成を図っています。

■主な課題

- ・ 各種相談の目的や相談窓口の周知の徹底が必要です。
- ・ 相談内容に応じた適切な対応が求められます。
- ・ トラブルに巻き込まれないためにも、自立した消費者の育成が必要です。
- ・ 相談員の確保・能力向上が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 相談窓口の周知徹底

複雑化、高度化、広範化する相談内容に対応するため、関係課と連携し、適切・迅速な窓口対応を図ります。また、弁護士や司法書士による無料法律相談、行政相談員による行政相談など、各種相談の目的や開設日を広く知ってもらえるよう、広報紙及びウェブサイトでの周知を強化します。

主な事業	無料相談啓発	

取り組み方針②: 相談体制の基盤強化

市民からの各種相談に対応するため、開庁日は毎日、市民相談の窓口を開設し、市民が問題を抱えたときにすぐに相談できる環境づくりに努めます。市民相談は基本的に随時受付、内容によっては、担当する課へ引継ぎます。また、市民からの各種相談に対応するため、相談員の人材確保と能力向上を図ります。

主な事業	無料法律相談	行政相談
	消費者相談	相談業務研修会

取り組み方針③: 消費者を被害から守る取組の推進

消費生活講座、消費生活展の開催を通じて知識の向上を図り、自立した消費者を育成します。また、消費者団体の活動を支援することにより、市民に対する啓発活動の強化につなげます。

主な事業	消費生活に関する正しい知識の啓発	消費生活講座、消費生活展開催事業
	香取市消費者協議会補助事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
相談窓口の把握
相談が必要な人への相談窓口の紹介
消費団体の活動への参加

■5年後の目指す姿

助けあい、支えあう地域福祉の意識が育まれるとともに、地域の課題を主体的に解決するための体制が整備され、包括的な支援体制が構築されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
見守りネットワーク事業登録者数	— (出典：社会福祉課調べ)	549 人 (2016)	600 人	700 人	800 人
社会福祉協議会を通して活動しているボランティアの延べ活動人数	— (出典：社会福祉協議会調べ)	18,176 人 (2016)	18,530 人	18,890 人	19,250 人

■現状

- ・ 地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を「丸ごと」受け止める場の整備、相談機関の協働、ネットワーク体制の整備などを通じ、包括的な支援体制を2020年から2025年を目途に整備することとされています。
- ・ 本市では、要援護者に対し、見守りネットワーク事業を推進し、虐待及び徘徊等による事故の防止並びに災害等緊急事態の支援に備えています。要援護者台帳登録者約4,300人のうち、見守りネットワーク事業には、平成28年度で約550名が登録されています。社会福祉協議会では、ボランティアの育成と団体支援の拠点となるボランティアセンターの運営、ボランティアコーディネーターの活動を支援しており、平成28年度で88団体、延べ2,241人が登録されています。ボランティア団体数は、ほぼ横ばいで推移していますが、登録者数は年々増加しています。
- ・ 地域福祉の意識を育むために、小中学校での高齢者・障害者の疑似体験等、福祉教育を推進しています。本市では、基幹相談や療育相談の委託、療育コーディネーターの増員等、相談窓口の充実を図るとともに、多方面にわたる相談は関係各課、関係機関との連携・情報共有を図っています。

■主な課題

- ・ 助けあい・支えあう地域福祉の意識を育む基盤が必要です。
- ・ 地域で助け合えるような活動の活性化やネットワーク化等の仕組みが必要です。
- ・ 平常時も緊急時も誰もが安心して暮らせる環境が必要です。
- ・ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められます。
- ・ 相談内容が多様化・複合化する中、連携強化のための相談体制の整備が必要です。
- ・ 交通弱者への移動手段の確保が求められます。
- ・ 緊急時の対応体制の構築・周知が求められます。
- ・ 安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実が求められます。
- ・ ボランティアコーディネーター、ボランティア新規加入者や後継者の育成が必要です。
- ・ 支援が必要な方の見守りネットワークへの加入促進が必要です。
- ・ 制度の狭間となる方への相談・支援が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 福祉の意識を育む基盤づくりの整備

誰もが地域福祉に関する必要な情報を得られるよう、情報発信体制を整え、地域福祉の意識啓発に努めるとともに、様々な地域団体と協力しながら地域における交流機会を充実するなど、地域福祉の意識を育む基盤づくりを推進します。

主な事業	地域福祉に関する情報発信	地域福祉の意識啓発
	地域の中の交流の促進	福祉教育の推進

取り組み方針②: 地域で助け合える仕組みづくり

一人暮らしの高齢者や障害者など支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう地域・民間業者・行政が協働により要援護者の見守りを推進します。また、ボランティアセンターの拠点を整備し、社会福祉協議会と連携によりボランティアの育成・支援、各種団体の情報共有・連携体制の充実を図ります。相談内容が多様化・複合化する中、関係各課、関係機関との連携・情報共有を図り、相談体制の充実に努めます。

主な事業	見守りネットワーク事業	地域で助け合える活動の推進
	ボランティアの育成・支援	相談体制の充実

取り組み方針③: 安心・安全に暮らせる環境づくり

防災・防犯などに地域全体で取り組みながら、快適な生活環境の整備やサービスの質の向上など、地域の中で誰もが安心して暮らせる環境づくりに努めます。災害時の要援護者支援体制を構築するとともに、自主防災組織への支援等、避難支援体制の充実を図ります。また、移動が困難な高齢者や障害者等の移動手段の確保に努めます。

主な事業	要支援者台帳システムの充実	防犯・交通安全対策の推進
	緊急時の対応体制の構築・周知	交通利便性の向上

取り組み方針④: 包括的支援体制の構築

市民が身近な圏域で主体的に地域課題を把握・解決できる体制づくり、市において地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制づくりに向けて、地域の実情に合った体制を検討します。

主な事業	市民活動の交流拠点整備・活動促進	住民等に対する地域福祉活動へのきっかけづくり、参加促進
	市民主体の課題解決の体制づくり	複合課題に対応する包括的な相談支援体制の構築

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市地域福祉計画	2018(平成30)年～2023年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域における生活課題の把握
地域課題を解決できる体制づくり
地域における高齢者に対する声掛けや安否確認
地域活動・行事への参加
災害時の対応体制の検討

■5年後の目指す姿

健康づくりや地域コミュニティへの参加により、生き生きとした元気な高齢者が増えるとともに、介護が必要になっても重度化を防止しながら安心して生活をおくることができます。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
要支援・要介護認定率	65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の割合 (出典：高齢者福祉課調べ)	15.1 %	14.6 %	14.5 %	15.0 %
認知症サポーター養成講座受講者数	— (出典：高齢者福祉課調べ)	4,228 人 (2016)	4,628 人	5,028 人	5,428 人

■現状

- 介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の開始、包括支援事業の充実強化といった、新たに取り組む事業が示され、対応が必要となっています。本市の介護認定率は平成28年度末で14.8%となっており、全国18.4%や県15.5%と比べ低い数値となっています。また、介護予防のための取り組みとして、65歳以上の高齢者を対象とした各種介護予防教室また介護予防のリーダー的役割を担うサポーター養成講座等を開催しています。
- 今後、75歳以上人口が増加することが見込まれるため、より介護認定者が増加することが考えられます。また、国・県よりも85歳以上の占める割合が高いことから、重度者の割合も高くなっていくと考えられます。これに関する動きとして、本市においては、平成29年5月に100床の特別養護老人ホーム施設が開所しています。介護予防事業については、専門の指導員による、65歳以上の方を対象に各種介護予防教室（転倒骨折予防教室・一般複合型教室・一般認知症予防教室・サポーター養成講座）を開催し、平成28年度は延べ2,362人が参加しています。

■主な課題

- 住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアシステムの体制整備が必要です。
- 要介護状態とならないための介護予防事業の充実が必要です。
- 住み慣れた地域で安心して快適に生活できる体制整備が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 地域包括ケア体制の基盤づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、地域包括支援センターの機能を強化し、在宅医療、介護の連携及び助けあい・支えあいのまちづくりを推進します。

主 業	地域包括支援センターの機能強化	在宅医療・介護の連携推進
事業	助けあい・支えあいのまちづくり	

取り組み方針②: 生活支援・介護予防サービスの充実

新たな地域支援事業として、高齢者のニーズに合わせ、生活支援サービスや一般介護予防事業等の多様な事業を実施します。また市民主体の介護予防活動を支援し地域に根ざした予防活動を推進します。

主 業	介護予防の充実	生活支援サービス事業の充実
事業	生きがいづくり・社会参加の充実	

取り組み方針③: 安心して快適に生活できる環境の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症高齢者に対する施策の充実を図り、地域でお互いに支えあえる仕組みづくりを推進します。

主 業	認知症支援体制の充実	権利擁護の推進
事業	住まい・居住環境の充実	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	平成30年～平成32(2020)年
地域福祉計画	平成30年～平成35(2023)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
生活支援の担い手としての社会参加
自主グループの活動推進
地域における高齢者に対する見守り支援や声掛け

■5年後の目指す姿

高齢者が知識や経験を生かして社会に参加し続けることにより、地域の支えとなり、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らしています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
地域で活動している65歳以上の市民の割合	65歳以上の市民のうち、週1回以上地域での活動に参加している人の割合 (出典：高齢者福祉課調べ)	27.6 % (2016)	30.0 %	34.0 %	38.0 %
高齢者通院タクシー事業タクシー券利用率	— (出典：高齢者福祉課調べ)	56.84 % (2016)	59.00 %	65.00 %	67.00 %

■現状

- ・ 「人生90年時代」を迎えている今、国は平成28年7月に「我が事・丸ごとの地域づくり」を公表し、「支え手側」、「受け手側」に分かれるのではなく、公的な福祉サービスと協働して助けあいながら生活する「地域共生社会」の実現を目指しています。本市の高齢者人口は、2025年に総人口の36.5%を占めることが推計されています。今後、増加していく高齢者世代が、住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らし続けるために、地域の支え手となって、社会に参加し続けていくことがより重要です。
- ・ 本市では、高齢者の生きがいづくり活動の支援として、香取市高齢者クラブ連合会及び単位高齢者クラブ(平成28年：クラブ数102、会員数4,064人)に対し、補助金を交付し、活動の活性化を促しています。
- ・ 生きがい活動支援通所事業により、家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所サービスを提供(平成28年：195日実施、延べ611人利用)し、生きがいづくり及び社会的孤立感の解消等を図っています。
- ・ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯員に対しての配食サービス事業(平成28年度：458人利用、14,088食)、高齢者世帯の76歳以上の高齢者に対しタクシー券を交付し、医療機関等の通院にタクシーを利用した場合、料金の一部助成(平成28年度1,185人交付、14,627枚の利用)を実施し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるようサポートしています。
- ・ 増加する高齢者の就業機会を確保するため、香取市シルバー人材センターの運営を支援しています。平成28年度時点で、会員数は319人となっています。

■主な課題

- ・ 多様化する高齢者の活動ニーズに対応した高齢者クラブ組織の構築が必要です。
- ・ 高齢者の移動手段減少への対応が必要です。
- ・ 在宅の高齢者世帯の増加により、安否確認及び見守り体制の構築が必要です。
- ・ 高齢者の労働と生きがいづくりの場としてシルバー人材センターの充実が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 高齢者の地域参加の促進

今後、高齢化がますます進むとともに高齢者の地域活動への参加が少なくなっている中、重要なコミュニティ組織である高齢者クラブの活動が継続できるよう支援するほか、豊かな知識や経験を活かして充実した生活が送れるよう活動場所や機会を提供します。

主な事業	生きがい活動支援通所事業	高齢者クラブ活動支援事業
	敬老祝事業	シニア健康プラザ運営事業

取り組み方針②: 高齢者の外出支援の充実

高齢者世帯が増加している現在の状況において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、移動手段の確保が必須になります。高齢者の移動目的は買い物・通院が多く、外出支援サービスや高齢者通院タクシーだけでは、対応が不十分なため、現行サービスの充実と公共交通とのマッチングを検討します。

主な事業	高齢者等外出支援サービス事業	高齢者通院タクシー事業

取り組み方針③: 在宅の高齢者のみの世帯の安否確認の確立

高齢者世帯が増加している現在の状況において、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるために、安否確認体制の確立が必須です。健康維持及び安否確認並びに事故などの緊急時に迅速な対応ができるよう、配食サービス事業及び緊急通報体制等整備事業の内容の充実を図ります。

主な事業	緊急通報体制等整備事業	高齢者配食サービス事業

取り組み方針④: 高齢者の就業支援の確保

高齢者の労働と生きがいづくりの場としてシルバー人材センターを支援します。

主な事業	シルバー人材センター運営補助事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
地域福祉計画	2018(平成30)年度～2023年度
高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画	2018(平成30)年度～2020年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域の特性に対応した高齢者クラブ活動の定着

■5年後の目指す姿

安心して子どもを産み育てることができ、次代の香取市を担う子どもたちが健やかに笑顔で生活できるまちとなっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
子育て支援センター利用者数	— (出典:子育て支援課調べ)	19,168 人	20,000 人	21,000 人	23,000 人
特定教育・保育施設等待機児童者数	4月入所申込児童数と受入児童数の差 (4月1日時点) (出典:子育て支援課調べ)	0 人	0 人	0 人	0 人

■現状

- ・ 国では平成27年4月にすべての子どもたちが笑顔で成長し、すべての家庭が安心と喜びを感じながら子育てすることができるよう「子ども・子育て支援新制度」を開始しています。
- ・ 共働き世帯やひとり親家庭の増加、就業形態の変化に伴い、求められる教育・保育ニーズが多様化しています。そのため、本市の就学前児童の人口は年々減少しているものの、保育所等への入所者、特に3歳未満児の入所希望者が増えています。また、放課後児童クラブにおいても対象者が小学校6年生までに拡大されたことによる高学年の入所や保育所から引き続きクラブを利用する家庭が増えたことから利用者が大幅に増加しています。
- ・ 教育・保育施設については、公立保育所の統廃合によるこども園の開設、民間保育施設の行う施設の再整備に伴うこども園移行や3歳未満児保育の充実、小規模保育事業の整備等への支援を進め、放課後児童クラブについては児童クラブを増設して対応しています。
- ・ 今後は、引き続き民間法人による保育所の整備やこども園化への支援などを行うことで利用者が選択しやすい環境を整備し将来的な待機児童の発生抑制につなげるとともに、放課後児童クラブにおいては、待機児童と未整備地域への対策を講ずる必要があります。
- ・ 子ども医療費助成については、助成対象を中学生から高校生まで拡充し、子育て家庭の経済的負担を軽減しています。また、市内各地域に子育て支援センターを7か所設置し、子育てに関する相談や、親子どうしの交流の場を提供し、孤立感、子育てに関する不安感や負担を軽減しています。
- ・ 少子化の一因となっている未婚化・晩婚化の対応策として、結婚に意欲のある独身者を対象とした「かとり縁結び大作戦事業」を展開し、これまで30組が入籍をしています。

■主な課題

- ・ 「かとり縁結び大作戦」の新規会員の確保が必要です。
- ・ 子育て家庭への経済的支援の継続が必要です。
- ・ 子育て家庭への経済的支援の継続が必要です。
- ・ ひとり親家庭への自立支援の継続が必要です。
- ・ 地域の子育ての交流・相談支援体制の継続が必要です。
- ・ 多様化する保育ニーズに応じた保育環境の整備やサービスの充実が必要です。
- ・ 増大する保育需要に対応した保育士の確保が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①:結婚を希望する若者への支援

結婚に意欲のある独身者に対し、出会いの場となる様々なイベントの開催や結婚に向けてのセミナーを開催し、独身者の縁結びを支援します。また、低所得の結婚新生活者を対象に経済的支援を行います。

主な事業	かとり縁結び大作戦事業	婚活セミナーの開催
------	-------------	-----------

取り組み方針②:子育て家庭への経済的支援の継続

子育て世帯への支援として、子どもの保健対策の充実及び、経済的負担の軽減を図り、子どもの健全な育成を推進します。対象は0歳から18歳の年度末までの子ども医療費の一部を助成します。また、0歳から16歳の年度末までの子どもに児童手当を支給し、子育て世帯を経済的に支援します。

主な事業	子ども医療費助成事業	児童手当支給事業
------	------------	----------

取り組み方針③:ひとり親家庭への自立支援の継続

ひとり親家庭の自立を促進するために、経済的支援として児童扶養手当やひとり親医療費等を助成します。また、自立のための母子家庭等自立支援給付金事業や、自立支援員を設置し、生活相談、修学や就労のための国や県の制度を案内するなど自立に向け支援します。

主な事業	ひとり親家庭扶助事業	母子家庭等自立支援給付金事業
	母子・父子自立支援員設置事業	

取り組み方針④:地域の子育てに関する支援・相談体制の継続

子育て支援センター7か所と児童館1か所を設置し、地域の親子交流の場や、子育てに関する相談ができる場を提供します。また、家庭児童相談室においては、養育等に関する相談や、要支援児童に関する相談を受け、関係機関と連携し支援します。

主な事業	子育て支援センター設置事業	家庭児童相談室設置事業
	児童館運営事業	

取り組み方針⑤:保育環境の整備とサービスの充実

保育ニーズの高まりや待機児童発生抑制の観点から、多様化する保育需要に対応するため、幼保一元化施設の整備、民間法人の施設整備に対する支援などとともに公立施設の統廃合や民営化などを検討し、ニーズに応じた保育環境やサービスの充実を図ります。

主な事業	保育所・幼保一元化施設施設整備事業	保育所運営事業
	放課後児童クラブ整備・運営事業	ファミリーサポートセンター事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市子ども・子育て支援事業計画	2015(平成27)年～2019(平成31)年
幼保一元化施設整備計画	2014(平成26)年～2018(平成30)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域全体で子どもたちを見守り、育てていくという意識の醸成

■5年後の目指す姿

ノーマライゼーション意識が向上し、障害

のある人もない人もともに生き支えあっています。また、公共空間の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに基づき、多くの人が利用しやすい生活環境がづくりだされています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
一般就労移行者数	福祉施設を退所し、一般就労する人数 (出典:社会福祉課調べ)	29 人/年 (2016)	29 人/年	30 人/年	31 人/年
居宅障害福祉サービス利用者数	在宅で障害福祉サービスを利用している人数(出典:社会福祉課調べ)	487 人/年 (2016)	490 人/年	495 人/年	500 人/年

■現状

- 全国的な傾向として、障害のある人の高齢化、障害の重度化、重複化、そして、障害のある人を支える家族の高齢化などにより障害福祉施策へのニーズが増加、多様化、複雑化しています。
- 本市における障害者手帳所持者数の推移をみると、総数は微増傾向で推移しており、手帳別では、身体障害者手帳所持者がほぼ横ばいで、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が増加で推移しています。ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と協力し障害者に職業の紹介や就職後の安定化を指導し、障害者の一般就労を推進しています。
- 障害児等が必要な支援を受けられるよう、療育支援コーディネーター等を活用し、また、事業者や関係機関との連携を強化しサービス提供を行っています。
- 障害等への理解を深めるための啓発として、市民に対しては広報紙等で周知し、民生委員や市職員に対しては研修を実施しています。
- 一般就労移行者数について、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と協力し障害者に職業の紹介や就職後の安定化を指導するとともに、障害福祉サービス(就労移行支援)の支給を通して、障害者の雇用促進を図っています。また、利用者のニーズと福祉施設の意向を尊重しながら、生活介護、居宅介護などのサービスを通して、日中活動の場の充実や居宅生活費の支援の充実を図っています。

■主な課題

- 障害のある人に対する理解の浸透と協働の推進が求められます。
- 療育・教育体制の充実が求められます。
- 障害者の雇用・就労の促進及び定着が求められます。
- 生活支援サービスの充実が求められます。
- 権利擁護の推進が求められます。
- 障害者の生活環境の整備・充実が求められます。

■施策の展開

取り組み方針①: 障害のある人に対する理解を深める啓発・広報の充実

障害のある人が地域の中で、真に豊かな生活が送れるように障害のある人に対する理解を深める啓発活動を展開します。

主な事業	啓発活動事業	福祉教育の推進
	体験・交流の促進	地域福祉の推進

取り組み方針②: 療育・教育体制の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細やかな支援を行うため、一貫した教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど、障害や発達の遅れのある子どもない子どもともに地域で育てる環境づくりに努めます。

主な事業	障害児相談支援	児童発達支援
	放課後等デイサービス	特別支援教育体制推進

取り組み方針③: 雇用・就労の促進

雇用・就労は障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者とその能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、一人ひとりの特性を踏まえた条件整備が求められます。一般就労のほかに就労移行支援事業所等の就職に向けた職業訓練等のサービス提供を行い、事業所の体制整備を促進するとともにサービスの質の向上の努め、就労支援の充実を図ります。

主な事業	就労移行支援	就労継続支援

取り組み方針④: 生活支援サービスの充実

障害者の多様なニーズに対応した生活支援体制の整備を図り、福祉サービスの量的、質的充実に努めます。

主な事業	居宅介護	障害者相談支援
	手話通訳者派遣	成年後見制度利用支援

取り組み方針⑤: 生活環境の整備・充実、社会活動への参加促進

公共空間の整備にあたっては、可能な限り、バリアフリー、ユニバーサルデザインの配慮に努めます。また、東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、災害時における障害者等の災害弱者の生命と生活を守る避難支援体制の整備を進めます。

主な事業	災害時要援護者の避難体制の検討	住宅改修費給付
	福祉タクシー事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第3次障害者基本計画	2018(平成30)年～2023年
第5次障害福祉計画	2018(平成30)年～2020年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
障害者に対する関心や理解
障害の有無を超えた交流

■5年後の目指す姿

生活習慣病予防のための健診、健康指導・相談等の充実や母子保健における妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実が図られ、市民が健康で元気に暮らしています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29) (2016)	2018	2020	2022
妊婦歯科検診の受診率	— (出典：健康づくり課調べ)	16.5 %	21.0 %	30.0 %	37.5 %
がん検診の受診率	— (出典：健康づくり課調べ)	21.8 %	24.1 %	26.4 %	28.8 %

■現状

- ・ 少子高齢化が進行するとともに、様々な社会環境の変化に伴う疾病構造の変化などにより、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病等の生活習慣病や、寝たきり・認知症が増加するとともに COPD(慢性閉塞性肺疾患)やロコモティブシンドローム(運動器症候群)等の新しい健康課題も浮き上がってきています。
- ・ 本市においては、食習慣の乱れや栄養の偏りなどが見受けられ、高血圧・高脂血症・糖尿病など生活習慣病や働き盛り世代の肥満傾向、若年層の健康への関心の低さなどが懸念されます。健康意識調査では、「食生活の中で塩分を摂りすぎていると思う。(13.4%)」、「やや多いと思う(38.9%)」を合わせた回答の割合が52.3%を占めています。
- ・ 乳幼児の健康診査の受診率は、ほぼ横ばいであり、未受診者については、電話や母子保健推進員及び保健師の訪問等により受診率の向上に努めています。
- ・ 成人のがん検診の受診率は少しずつではありますが増加しています。がん検診については、経費削減や受診率の向上のため、特定健診と合同実施を検討し、平成27年度から前立腺がん検診を、平成29年度から肺がん検診を実施しています。
- ・ 予防接種は、定期接種(B 類)の高齢者インフルエンザ・肺炎球菌、任意接種となるロタウイルス・おたふくかぜについて一部助成し、予防接種を奨励しています。
- ・ 乳幼児健診、保育所・幼稚園及び小学校ではみがかき指導の充実により、むし歯罹患率は低下傾向にあります。妊婦、成人歯科健診については、受診率の向上に向けた取り組みを推進する必要があります。

■主な課題

- ・ がん検診の受診率の向上が必要です。
- ・ 予防接種の接種率の向上が必要です。
- ・ 栄養と食生活の改善が必要です。
- ・ 健康の増進が必要です。
- ・ 母子保健機能の充実が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: がん検診の受診率の向上

特定健診との同時実施、個別検診の導入検討など検診の充実を図ります。

主な事業	特定健診との同時実施	個別検診の導入
	予約システム委託の検討	

取り組み方針②: 予防接種の接種率の向上

接種率の向上に向けて、引き続き、個別通知や勧奨通知を送付するとともに、子育てモバイルのPRなどにより周知に努め、接種率の向上を図ります。

主な事業	インフルエンザ・肺炎球菌予防接種の接種率の向上	おたふくかぜ・ロタウィルス予防接種の接種率の向上

取り組み方針③: 健康の増進

市民が生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができるよう、健康増進計画「健康かとり21(第2次)」に掲げる健康づくりや糖尿病予防教室、高血圧症予防教室など生活習慣病予防のための教室や特定健診で要指導判定者及び早期健診で要治療・要指導と判定された者に対して、健診結果の説明及び動機づけを指導します。また、ロコモティブシンドローム予防教室やゆる楽教室などの事業を推進します。

主な事業	生活習慣病予防・改善対策の推進	歯と口腔の健康づくりの推進
	休養、こころの健康づくりの推進	栄養と食生活の改善

取り組み方針④: 母子保健機能の充実

妊娠・出産・子育てに関する健康相談・訪問指導及び子育てモバイルサービスなど母子保健施策を推進するとともに、妊娠から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置、体制づくりを推進します。

主な事業	妊婦・乳児訪問指導事業	母子保健事業
	妊婦乳幼児保健事業	子育て世代包括支援センターの設置

■関連する個別計画

計画名	計画期間
健康増進計画「健康かとり 21(第2次)食育推進計画・自殺対策計画」	2017(平成29)年度～2021年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
健康づくりに対する意識の向上
安心して子育てができる地域づくりの推進

■5年後の目指す姿

安全で安心な医療の提供による地域医療環境の充実を図り、市民が健康で元気に暮らしています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
香取市健康相談ダイヤル24への相談件数	— (出典:健康づくり課調べ)	3,677 件 (2016)	3,700 件	3,800 件	3,900 件

■現状

- ・ 全国的に医師・看護師等の医療従事者の確保、地域的な偏在の解消が大きな課題として取り上げられています。本市において、特に周産期医療については、医師の偏在化と産科医の不足に起因し、合併直後から後退しています。今後は、休日夜間診療の継続と平日夜間診療の拡充、特に小児救急医療の提供体制の整備が喫緊の課題となっています。本市内の公立病院では、常勤医師の減少により、入院ベッドが空いていても救急患者や手術、入院患者の受け入れができない状態です。
- ・ 健康医療電話相談サービス事業として、急な病気・けがで困ったときの対応や、健康・医療・育児・介護に関する相談に、医師・保健師・看護師などが24時間・年中無休、相談料・通話料無料の電話相談サービスを行っています。
- ・ 休日の夜間(19時から22時)、地域住民の救急患者の医療を確保するため、香取郡市医師会に内科医及び小児科医14人、外科7人による輪番制で診療を委託しています。
- ・ 県立佐原病院については、平成28年11月に「香取地域における医療提供体制の充実について」要望し、その実現に向けて引き続き県と協議を進めています。
- ・ 小見川総合病院については、平成29年度に新病院建設事業に着手し、平成31年度の完成予定となっています。新病院完成後は、安全で安心な医療の提供による地域医療への貢献を基本理念に市立病院として運営していきます。

■主な課題

- ・ 市民が身近で安心して医療サービスが受けられるよう、医療体制を構築するとともに、地元医師会、市内医療機関と連携し、地域医療の充実が必要です。
- ・ 周産期医療・小児医療・救急医療の充実が必要です。
- ・ 健康医療電話相談サービス事業「香取市健康相談ダイヤル24」の周知が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 地域医療体制の充実

「香取地域における医療提供体制の充実について」、市の要望に対する県からの回答の実現に向けて協議を継続します。小見川総合病院の建替えに伴い、市立病院への移行後も最新医療機器の整備、医師の招へい等診療体制の充実を図ります。また、地元医師会の協力を得て、在宅当番医制の充実を図ります。

主な事業	小見川総合病院の診療体制の充実	医師会等へ助成、在宅当番医制事業等地域医療の充実

取り組み方針②: 常勤医師の確保

医師の確保については、市単独では非常に厳しいものがあることから、関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて、国・県に要望し、常勤医師の確保を図ります。

主な事業	小児医療の充実	産科医確保対策

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
医師の疲弊を防ぐため、かかりつけ医を持つ

■5年後の目指す姿

資格管理・医療費の適正化を推進し、国民健康保険・後期高齢者医療保険制度が健全に運営され、生活に困窮した人たちへの支援が充実し、生活困窮状態が改善されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
特定健康診査の受診率	40歳以上の国保被保険者数の受診者 (出典：市民課調べ)	46.22 %	47.50 %	49.00 %	50.50 %
国民健康保険被保険者1人当たりの医療費	— (出典：市民課調べ)	341,652 円 (2016)	355,454 円	362,563 円	369,814 円
生活困窮状態が改善(増収)された世帯数	生活困窮者自立支援事業の相談者で生活改善(増収)できた件数 (出典：社会福祉課調べ)	9 世帯 (2016)	9 世帯	9 世帯	9 世帯

■現状

- ・ 国民健康保険制度は都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村は地域に密着した事業を行い、制度の安定化が図られることとなります。
- ・ 本市において、被保険者の高齢化の進行と医療の高度化に伴い医療費は増加傾向にあります。1人当たりの医療費は333,614円(平成27年度)から341,652円(平成28年度)へと増加しており、今後も増加が見込まれます。一方で、保険料収納額は、被保険者の減少と高齢化により、25億9千万円(平成27年度)から24億9千万円(平成28年度)と減少しています。これに対して、本市では広報紙・市ウェブサイトによる制度周知、医療費・ジェネリック医薬品差額通知の発送、データヘルス計画に基づく健康診査など各種健康普及事業による医療費適正化を図っています。
- ・ 健康診査は、集団または医療機関健診を選択、市が実施する前立腺がん検診等を同時に受診できるなど受診環境を改善、その結果、平成28年度の特定健康診査受診率は前年度比0.8%増となった。また、早期健康診査の対象年齢を35歳から20歳に引き下げを実施しています。
- ・ 生活困窮者自立支援制度によって、生活困窮者の自立相談支援が強化されましたが、国は支援につながない生活困窮者への対応や支援メニューの不足を課題としています。
- ・ 生活保護世帯数は、人口の減少に反して平成24年：488世帯591人から平成29年：595世帯717人と増加しています。様々な課題を抱えている生活困窮者の相談に対応するため、香取自立支援相談センターを開設し、相談支援体制を強化しています。

■主な課題

- ・ 健康診査の受診率向上(特定・早期・後期高齢者医療)が必要です。
- ・ 医療費の抑制が必要です。
- ・ 健康普及事業の充実が必要です。
- ・ 保険税(料)収納率の向上(国民健康保険、後期高齢者医療保険)が必要です。
- ・ 生活困窮者への支援制度の普及・啓発と支援の充実が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 健康診査受診率の向上

健康診査実施に伴い関係機関との連携・協力により、検査項目などの検討や受診機会の増加などを行い、健診内容や受診環境を改善します。また、過去の受診記録を活用し未受診者に対して、文書による受診勧奨と未受診の理由などを調査し、受診率の向上を図ります。

主な事業	香取郡市医師会との連携 受診環境改善	受診勧奨通知発送
------	-----------------------	----------

取り組み方針②: 医療費の適正化

健康診査の実施のほかに、ジェネリック医薬品の活用促進、医療費のしくみや受診日・医療費の確認のための情報を被保険者に提供し、医療制度の理解や健康管理意識の向上を促します。また、レセプト点検の強化により、不当利得や過誤請求を減らし過大請求などの抑止により医療費の適正化に取り組みます。

主な事業	ジェネリック医薬品活用による差額通知発送 レセプト点検	医療費通知発送
------	--------------------------------	---------

取り組み方針③: 健康普及事業の充実

健康管理に対する意識の向上を目的として、健康に関する医療講演会、体操教室、ウォーキング教室等の事業の実施することで、医療費の抑制を図ります。また、広報紙への医療コラムの掲載により医療情報の提供を図ります。

主な事業	医療講演会開催 医療情報提供	体操教室、ウォーキング教室開催
------	-------------------	-----------------

取り組み方針④: 国民健康保険税収納率の向上

早期納付の促進、納税意識喚起を促す目的で、催告書の発送と広報紙への記事掲載、税務課窓口及び金融機関へ直接依頼し口座振替の促進を図ります。定期的に検討会を開催し情報を共有、迅速・徹底した財産調査を行い、担税能力を見極めた上で滞納処分を実施し、滞納の停滞を防止します。

主な事業	徴収体制整備 滞納整理	口座振替推進
------	----------------	--------

取組み方針⑤: 生活困窮者への支援の充実

生活保護受給者の増加に加え、非正規職員の労働者や低所得の給与収入者など、生活に困窮するリスクの高い層が増加しています。このため、生活保護受給者に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への相談支援や就労・自立の促進に取り組みます。

主な事業	生活困窮者自立支援相談事業の強化 被保護者就労支援事業の実施	ハローワークと就労自立支援事業の実施
------	-----------------------------------	--------------------

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第2期データヘルス計画書	2018(平成30)年～2023年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
医療費抑制の理解
保健事業への参加
生活困窮者自立支援制度に対する理解及び就労活動

■5年後の目指す姿

少子化の進行による児童・生徒数の急激な減少に対応し、「香取市学校等適正配置計画実施プラン」に基づく学校の適正配置、並びに教育環境の改善及び老朽化した学校施設の長寿命化が図られています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
小中学校数	学校再編後の小中学校数 (出典:教育総務課調べ)	小学校 22校	小学校 21校	小学校 16校	小学校 14校
		中学校 7校	中学校 7校	中学校 7校	中学校 5校
大規模改修工事を実施した校舎棟数	大規模改修工事を実施した小中学校校舎の棟数 (出典:教育総務課調べ)	12校	14校	16校	18校
小中学校のトイレ洋式化率	市内の小・中学校のうち、トイレの洋式化を実施した学校の割合 (出典:教育総務課調べ)	小学校 42.80%	小学校 48.00%	小学校 59.20%	小学校 89.30%
		中学校 51.80%	中学校 51.80%	中学校 58.80%	中学校 92.60%

■現状

- 全国的に児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化が大きな問題となっています。文部科学省では、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を、同年7月には「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」を作成し、学校の適正規模化、学校施設の長寿命化を促進しています。
- 本市では、平成22年7月に「香取市学校等適正配置計画実施プラン」を策定し、市民協働で適正配置を推進しています。学校施設の耐震化は平成27年度末に完了し、平成29年度から学校トイレの洋式化を進めています。現在、小見川中学校、山田中学校の2校で校舎大規模改修事業を実施しているほか、統合に伴う山田地区統合小学校の校舎及び屋内運動場等の整備を進めています。
- 教育環境の不均衡や地域格差等を是正し、教育環境の質を保つため「香取市学校等適正配置計画実施プラン」に基づき、小中学校の再編統合を進めた結果、平成22年から平成29年の7年間で、小学校数は25校から22校に、中学校数は8校から7校にそれぞれ減少しています。再編統合に伴い、遠距離通学となる児童生徒の通学を支援するため、スクールバスの導入を進めています。

■主な課題

- 適正な学校規模を維持するため学校再編・統合の推進が必要です。
- 老朽化した学校施設の長寿命化の計画的な推進が必要です。
- スクールバスの導入台数が増加したことから、効率的な管理運行が求められます。
- 教育環境の整備充実が必要です。
- 廃校施設の利活用については、全庁的な取り組みが必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 学校等適正配置

学校規模による教育環境の不均衡や地域格差を是正するため、通学距離や小中学校の配置バランスを考慮しながら、学校施設の適正規模・配置を検討し、市民協働で学校再編を推進します。

主な事業	香取市学校等適正配置計画実施プラン第一次改定版に基づく小中学校の統廃合の推進	香取市学校等適正配置計画実施プラン第一次改定版の見直し
	山田小学校整備事業	福田小学校・神南小学校統合整備事業

取り組み方針②: 学校施設の長寿命化

「香取市公共施設等総合管理計画」及び「香取市学校等適正配置計画実施プラン第一次改定版」と整合性を図りながら「学校施設の長寿命化計画」(2020年4月まで)を策定し、児童生徒等一人ひとりに配慮した安全で快適な教育環境を整備します。

主な事業	学校施設長寿命化計画の推進	小中学校校舎等大規模改修事業

取り組み方針③: スクールバスの適正な管理運行

小中学校の再編・統合の推進に伴い、児童・生徒の通学時の安全性を確保するため、スクールバスの運行台数が大幅に増大する見込みです。すでに運行しているスクールバスについては、活用状況や他の公共交通機関の運行形態等、様々な要素を総合的に勘案しながら、効率的かつ効果的に進めます。

主な事業	スクールバスの導入及び適正な運行管理	

取り組み方針④: 快適な教育環境の整備

学校トイレの洋式化を推進します。目標とする洋式化率は90%とし、全体で約250か所のトイレを平成29(2017)年度から2021年度までの5年間で洋式化します。また、情報化教育に対応し、校舎の大規模改修時に無線LAN等のICT環境を整備します。

主な事業	学校施設のトイレの洋式化の推進	校内無線LAN等の整備

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	2010(平成22)年度～2019(平成31)年度
後期教育振興基本計画	2015(平成27)年度～2019(平成31)年度
香取市学校等適正配置計画実施プラン第一次改定版	2010(平成22)年度～2025年度 ※平成27年度見直し

■市民・地域への期待

市民・地域への期待	
学校再編・統合への関心と理解	

■5年後の目指す姿

児童生徒の「生きる力」の育成に向けて、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むことができる教育環境が充実しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
長期欠席児童生徒の割合	全児童生徒数のうち30日以上欠席している児童生徒の割合 (出典:学校教育課調べ)	1.29 %	1.07 %	1.07 %	1.07 %
全国学力学習状況調査スコア	全国学力学習状況調査(算数・数学)の全国平均と香取市平均の比較 (出典:文部科学省、学校教育課調べ)	小 -7.8 中 -5.9 ポイント	小 -5.0 中 -3.0 ポイント	小 -2.0 中 -1.0 ポイント	小 +1.0 中 +1.0 ポイント

■現状

- ・ 学習指導要領及び千葉県学校教育指導の指針等に基づき、社会に開かれた教育課程の推進が求められています。本市においては、学びの質の向上を図り、「主体的・対話的で深い学び」を実現することで、児童生徒の学力の向上を目指しています。
- ・ 本市では、独自の標準学力調査を小学5年生と中学2年生の児童生徒を対象に実施しています。平成28年度の実施結果では、小学校は国語・社会・理科が、中学校は国語・理科・社会・英語が全国平均点を上回っており、学力向上に対する取り組みの成果が伺えます。しかし、算数・数学の到達度は全国平均点から下回り、特に思考力・活用力の向上が課題です。
- ・ 発達障害の可能性のある子どもを含めた特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、児童一人ひとりのニーズに応じた教育システムの構築に向け、学校での支援体制の充実が求められています。特別支援教育の推進のため管理職及び通常学級担任の特別支援教育への理解を深める必要性から、専門家を招き、実践的な指導技術について学ぶ機会を設けています。
- ・ 長期欠席児童生徒(長欠)対策として、家庭向けリーフレットの配付、電話相談「ほっとダイヤル」の開設、教員研修、学校訪問等での聞き取りを行うとともに、学校・関係課・関係機関と連携し対応にあたっています。ここ数年、長欠率は増加していますが、国・県平均と比較して依然低い値となっています。

■主な課題

- ・ コンピュータの活用能力向上に向けた教育環境の計画的整備が必要です。
- ・ 学習指導要領の趣旨に基づき、円滑な教育課程の実施及び評価が必要です。
- ・ 基礎学力の定着が必要です。
- ・ 郷土愛の醸成や地域理解の促進が必要です。
- ・ 特別支援教育に対するより一層の理解が必要です。
- ・ 長欠については未然防止・早期発見・早期解決を視点に関係機関との連携が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 学習環境の整備

教育情報化の推進に対応した教育環境の整備充実を進め、市内小中学校全校において無線LANが使えるようにするとともに、タブレット端末を導入します。今後もコンピュータやデジタル機器等の計画的な更新を進めます。

主な事業	学校ICT環境整備事業	

取り組み方針②: 確かな学力の育成・特色ある学校教育の推進

全国学力学習状況調査では他教科と比較して算数・数学の学力に課題があることがわかっています。そのため、教員の指導力の向上を図り、児童生徒の知識・技能の定着及び活用力を高めるよう取り組みます。

児童生徒の実態に応じた教育課程を編成するとともに、地域の教育力を積極的に活用し地域の特性を生かした教育を推進します。

主な事業	教員の授業力の向上	郷土愛の醸成や地域理解の促進
	外国語教育の推進	学校支援ボランティアの活用

取り組み方針③: 特別支援教育の推進

特別な支援が必要な児童生徒がさらに増加することが見込まれます。特別な配慮を要する児童生徒の多様なニーズに対応するため、全教職員の専門性を高めます。

主な事業	特別な配慮が必要な児童生徒に対する理解と対応についての研修	特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援体制の充実

取り組み方針④: 生徒指導・相談体制の充実

学校、子育て支援課、児童相談所等関係機関及び、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携を密にし、課題を抱える児童生徒及び学校を支援します。

主な事業	関係機関、関係課と連携したいじめ防止対策、不登校支援対策	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	2010(平成 22)年度～2019(平成 31)年度
後期教育振興基本計画	2015(平成 27)年度～2019(平成 31)年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
学校支援ボランティアへの参加

■5年後の目指す姿

家庭、学校、地域の見守りにより、青少年が豊かな人間性を育み、社会生活を営む力と人生を切り拓く創造力を身につけながら健やかに成長し、自立できる環境が整っています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
地域ボランティア活動経験者の割合	香取市内の小学6年生のうち、地域ボランティアに参加したことのある児童の割合 (出典：生涯学習課調べ)	36.5 %	40.0 %	45.0 %	50.0 %
友達との約束を守っている児童の割合	生涯学習課実施のアンケート結果において、「友達との約束を守っている」と回答した小学6年生の割合 (出典：生涯学習課調べ)	96.9 %	98.0 %	99.0 %	100.0 %

■現状

- ・ 国では、平成25年度から第2期教育振興基本計画を施行し、その中の基本施策「豊かな心の育成」の関連予算として、「健全育成のための体験活動推進事業」、「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」などが措置されています。全国的に、急速な少子化、インターネットやスマートフォンをはじめとする情報の氾濫、厳しい雇用情勢などが、多様化、複雑化した青少年問題を引き起こす要因となっています。また、子どもの貧困、引きこもりや不登校などが深刻化し、社会生活を円滑に過ごすことが困難な青少年への支援が大きな課題となっています。
- ・ 子ども会活動では、少子化や仕事等による多忙から、役員の担い手が不足等し、市子ども会育成連合会からの脱退が発生しています。
- ・ 青少年相談員は市及び県の研修会への参加により資質向上、育成を図っています。子ども会は活動をサポートするジュニアリーダー育成のため、研修講習会により資質向上を図りながら、地域の子ども会行事へ参加し活動を牽引・指導しています。
- ・ 子ども会活動の充実、組織の存続に向けて、子ども会をアシストするOB会や支援グループ等の充実に図るため、各種イベントにジュニアリーダーを派遣し積極的に広報宣伝しています。
- ・ 地域住民の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点(居場所)を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援しています。

■主な課題

- ・ 異年齢交流の促進、人との交流機会の拡充が必要です。
- ・ 青少年が地域のふれあいにより、様々な経験を積める学校外活動が必要です。
- ・ 家庭・学校・地域の連携による市民一体となった青少年健全育成の推進が必要です。
- ・ 飲酒や喫煙、薬物乱用、情報氾濫など有害環境対策と防止啓発教育が必要です。
- ・ 非行防止のため、警察、学校、青少年相談員等との更なる連携協力が必要です。
- ・ すべての教育の出発点である保護者の家庭教育力の向上が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 学校外活動の充実

青少年相談員が主催するスポーツ大会や屋外活動、地域ボランティアによる放課後子ども教室や人材バンクボランティアによるわんぱく教室の開催を支援します。また、地域の高校生ボランティアの協力による小学生通学合宿を実施します。

主な事業	生涯学習人材バンク事業	放課後子どもプラン事業
	青少年対策事業	

取り組み方針②：地域における放課後、休日等の子どもの安心・安全な居場所づくり

地域住民による小学校の余裕教室や公民館等を活用した学校活動以外の居場所、学びの場作りを支援し、地域での子どもの見守りと子育て力の向上に取り組みます。

主な事業	生涯学習振興事業	社会教育事業
	放課後子どもプラン事業	

取り組み方針③：地域等との連携協力と青少年の非行防止活動の推進

青少年相談員兼防犯指導員を地域に配置し、青少年の健全育成活動の積極的な推進を図るとともに、青少年問題協議会との連携により健全育成事業及び防犯活動事業を実施します。

主な事業	青少年相談員防犯パトロール事業	

取り組み方針④：家庭教育力の向上

家庭教育指導員を配置し、家庭教育に関する相談及び指導を行うほか、家庭教育学級の企画、運営及び学習内容について指導助言します。また、社会教育指導員を配置し、社会教育全般に関し、直接指導及び助言、学習相談又は社会教育団体等の育成に努めます。

主な事業	生涯学習振興事業	家庭教育学級、家庭教育相談サポート事業
	放課後子どもプラン事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	2010(平成 22)年度～2019(平成 31)年度
香取市生涯学習推進計画(第 2 次)	2015(平成 27)年度～2019(平成 31)年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
子ども会への積極的な加入
子ども教室など交流活動への参加
運営ボランティアなど積極的な行事参加

■5年後の目指す姿

誰もが気軽に学問や文化芸術に触れ、学習意欲を満たすことで、得られた知識や成果を地域社会に生かせるまちとなっています。また、そうした活動を通じて生きがいや地域との交流を持ち、豊かな人生を送る市民が多くなっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
生涯学習(文化・芸術)活動の推進の満足度	市民意識調査の数値	8.3 %	8.6 %	9.5 %	10.4 %
図書資料の貸出冊数	市内図書館・室での年間貸出冊数 (出典:生涯学習課調べ)	218,158 冊	220,000 冊	225,000 冊	230,000 冊

■現状

- ・ 文部科学省では、教育基本法に基づき、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指しています。
- ・ 高齢化が進む中、生涯学習のニーズと重要性が一段と高まっています。
- ・ 老朽化が著しく利用者数が伸び悩んでいる佐原中央公民館と佐原中央図書館は、新設が予定される佐原駅周辺複合公共施設への移転が計画されています。また、旧小見川町文化会館は老朽化により、その機能を平成25年度に開館した小見川市民センターに移行しています。東日本大震災により被災した旧栗源公民館の機能を平成26年度に開館した栗源市民センターに移行し、佐原文化会館は平成26年度に大規模改修工事が実施されています。
- ・ 誰もが気軽に文化芸術を鑑賞し、参加、創造できるよう、文化芸術活動への参加を促すとともに、気軽に触れ合う様々な機会を提供しています。
- ・ 生涯学習の拠点となる公民館、図書館での講座、教室も市民ニーズを捉え好評で、市民に積極的に活用されています。
- ・ 図書館では読書手帳の導入により、15歳未満の新規登録者が増加するとともに、市ウェブサイト上の予約、貸出延長など公民館、図書館の利便性が向上しています。
- ・ 人材バンク事業では、生涯学習ボランティアの派遣と子ども体験学習を実施しています。ボランティア派遣事業は学校・福祉施設などへの派遣が主であり、子ども体験学習事業は小学生と地域住民の交流の場として認識されつつあります。

■主な課題

- ・ 時代の変化や情報技術の進歩を踏まえた学習機会の提供が求められます。
- ・ 郷土愛を醸成するため、地域における地域における学びの機会の拡充が必要です。
- ・ 20歳～40歳代や中高生の参加者、利用者を増やすことが求められます。
- ・ 気軽に参加できる学習の場が求められます。
- ・ 施設の老朽化が進んでおり、計画的な再整備、維持補修が必要です。
- ・ 施設の使いやすさや蔵書など、利用者の利便性向上が求められます。

- ・ 各種団体が連携協力して地域の教育資源を相互活用できる仕組みが必要です。

■施策の展開

取り組み方針①:生涯学習内容の充実

市民の学習ニーズに応じた学習プログラムの導入に取り組みます。また、生涯学習活動で得た知識や技能をボランティアとして、次世代へ継承できる仕組みを整備します。

主な事業	生涯学習振興事業	社会教育事業
	公民館運営事業	文化会館施設管理運営事業

取り組み方針②:市民による自主的な活動への支援

市民講座・教室やイベントの実施には、地域ボランティアの協力を得て、公会堂や里山、伝統行事などの地域資源を活用します。生涯学習活動への参加者が増えるよう、各種市民団体が連携することにより、大きな相乗効果が生じるよう促します。

主な事業	生涯学習振興事業	社会教育事業
	公民館運営事業	

取り組み方針③:生涯学習活動の推進

誰もが気軽に学問や文化芸術に触れる機会を確保します。また、文化祭、音楽会などの各種イベントや市民講座の魅力向上と対象年齢の拡大を図ります。

主な事業	生涯学習振興事業	社会教育事業
	公民館運営事業	図書館運営事業

取り組み方針④:活動拠点の整備

生涯学習をはじめとする市民活動の拠点として、安心・安全に利用できる施設の適正な維持・改修に努め、機能の充実を図ります。

主な事業	公民館運営事業	文化会館施設管理運営事業
	コミュニティセンター管理事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	2010(平成22)年度～2019(平成31)年度
香取市生涯学習推進計画(第2次)	2015(平成27)年度～2019(平成31)年度
香取市図書館基本計画	2017(平成29)年～2021年
香取市子どもの読書活動推進計画(第2次)	2016(平成28)年～2020年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
講座・教室への積極的な参加
生涯学習活動で得た知識や技能の社会への還元
図書資料の積極的な活用

■5年後の目指す姿

するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツを推進し、全ての市民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かちあいながら、健康で活力ある生活を送っています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
スポーツ施設利用者数	市が管理するスポーツ施設の利用者数(21カ所) (出典:生涯学習課調べ)	279,984 人	280,000 人	281,000 人	282,000 人
体育協会会員数	市内の競技・地域団体等29組織で構成する体育協会の会員数 (出典:生涯学習課調べ)	4,204 人	4,210 人	4,215 人	4,220 人

■現状

- ・ 国では、スポーツ立国の実現を目指し、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定し、千葉県においても、スポーツ立県ちばの一層の推進を目指し、「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画」が策定されています。
- ・ 全国的に、中高年を中心とした健康志向の高まりや、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、市民のスポーツに関する関心は高まっています。そうした中、年齢、性別や障害の有無にかかわらず取り組めるインクルーシブスポーツを楽しむ環境づくりが求められています。
- ・ 本市の18歳以上の市民で、週2回以上1日30分以上の運動する割合は、50.2%(平成28年11月調査)となっています。今後、第2次香取市生涯スポーツ推進計画を策定し、更なるスポーツの推進を図ります。
- ・ 高齢化が進み、健康を維持するためのスポーツ活動のニーズは多様化しており、それに対応した生涯スポーツの振興が必要となっています。そこで、ヨガ、ピラティス等のメニューを追加するなどスポーツ教室の充実を図っています。
- ・ 市が管理するスポーツ施設(21カ所)の多くは、老朽化が進んでいるため、適宜改修等を行うとともに、使用料の統一を図っています。

■主な課題

- ・ 市民が自発的に健康づくりに取り組めるスポーツを推進することが求められます。
- ・ 水上スポーツの魅力をより一層広く発信することが必要です。
- ・ インクルーシブスポーツの普及啓発と施設整備が必要です。
- ・ 市民のスポーツ活動を推進するため、スポーツ環境整備が必要です。
- ・ 子どもたちに、スポーツの魅力を伝える機会を提供することが求められます。

■施策の展開

取り組み方針①: 豊かなスポーツライフの実現

スポーツを通じて市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、各種スポーツ団体等への支援や年齢、性別や障害の有無にかかわらず取り組めるインクルーシブスポーツの推進を図ります。また、子どもの体力向上については、体カテスト全項目のレベルアップを目標に指導体制の充実を図ります。

主 な 事業	生涯スポーツの推進	スポーツ団体の支援
	水上スポーツ等の推進	インクルーシブスポーツ推進

取り組み方針②: スポーツ活動の環境整備

市民のスポーツ活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブやボランティア・指導者の育成を図るとともに、市内に点在する既存施設の充実を図り、不足する施設整備や総合的なスポーツ施設「総合運動公園」の在り方について検討します。

主 な 事業	総合型地域スポーツクラブの支援	スポーツボランティア・指導者の育成
	スポーツ施設の整備充実	

取り組み方針③: 競技スポーツの推進

競技スポーツの推進を図るため、市民、特に子どもたちがスポーツへの憧れを抱いたり、スポーツの生み出す大きな感動・興奮を感じたりする機会の充実を図ります。また、スポーツ優秀選手に対する表彰・報酬制度の整備を進め、競技力の向上を図ります。

主 な 事業	トップアスリートによる講演会等の開催	スポーツ優秀選手への表彰・報奨制度・派遣費の充実
	2020 年東京オリンピックの事前キャンプの誘致事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市教育ビジョン	2010(平成 22)年度～2019(平成 31)年度
第 2 次香取市生涯スポーツ推進計画	2018(平成 30)年～2022 年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
スポーツイベントに参加
スポーツ団体の活動に参加

■5年後の目指す姿

市内の指定文化財の保存・活用や伊能忠敬記念館のハード・ソフト面での充実を推進し、伝統文化や指定文化財、重要遺跡等が地域の人材の協力によって継承され、香取らしさという文化的個性が本市の魅力となっています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
伊能忠敬記念館・旧宅の年間入込客数	伊能忠敬記念館及び伊能忠敬旧宅の年間入込客数 (出典：生涯学習課調べ)	230,000 人	230,000 人	230,000 人	230,000 人
指定文化財(無形民俗)・伝承芸能保存連絡協議会所属団体数	指定文化財(無形民俗)・伝承芸能保存連絡協議会に所属する所属団体数 (出典：生涯学習課調べ)	18 団体	18 団体	18 団体	18 団体

■現状

- ・ 全国的にも少子高齢化によって伝統文化の継承や指定文化財の維持管理が難しくなっています。国は平成 29 年 6 月改正の文化芸術基本法において、「伝統芸能の継承及び発展」「文化財等の保存及び活用」について、支援その他の必要な施策を講ずるものとしており、平成 30 年 1 月改正予定の文化財保護法においては、文化財を地域振興に活用する仕組みづくりを柱とする総合的な保存活用の支援を推進する内容となっています。
- ・ 本市では、現在、国、県、市あわせて 182 件の指定文化財があります。このほかに保存地区として国選定が 1 件、国登録建造物が 3 件あるなど重要な文化財の宝庫です。平成 28 年度には、北総四都市江戸紀行が日本遺産認定、ユネスコ無形文化遺産「山・鉾・屋台行事」に佐原の山車行事が登録されています。
- ・ 本市では、一部指定の国史跡及び重要遺跡の調査を進めるとともに、史跡等の指定文化財、伊能忠敬記念館における国宝指定の保存と活用を推進しています。そのほか、伝統文化・民俗文化財及び伝統的建造物群についても、保存と活用を推進しています。
- ・ 地域の人々に対し、歴史・文化の重要性の認知度向上を目指しています。

■主な課題

- ・ 伝統文化の継承者と指定文化財の維持管理が求められます。
- ・ 日本遺産の認定、ユネスコ無形文化遺産の登録、三菱館の保存修理後の文化遺産・観光資源としての活用が必要です。
- ・ 地域の人々の歴史・文化に対する意識の向上が必要です。
- ・ 伊能忠敬記念館でのより多くの来場者の学習効果を上げるために、常設展示の改修と解説員の確保による博物館機能の充実が必要です。
- ・ 埋蔵文化財の発掘調査等の増加に伴う適正な調査の実施と、出土遺物保管場所の確保が必要です。
- ・ 一部指定の国史跡及び重要遺跡の調査が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 伝統文化の継承と指定文化財の維持

神楽・山車行事をはじめとする祭礼等の伝統文化の継承、指定文化財の維持管理は、少子高齢化等により維持することが困難な状況になりつつあることから、後継者や活動の支援を図ります。

主な事業	佐原の山車行事伝承保存会の活動支援事業	伝統芸能等に係る後継者育成事業
	指定文化財の支援事業	

取り組み方針②: 指定文化遺産・指定文化財等の利活用の推進

数多くの文化資源をもつ、歴史のまちとしての特性を維持し、観光事業に活用していくために建造物を修理保存します。また、郷土教育、地域理解、学校教育での有効活用を図ります。

主な事業	三菱館保存修理事業	香取神宮神徳館表門保存修理事業
	無形民俗文化財用具等保存修理事業	

取り組み方針③: 伊能忠敬記念館の機能拡充

伊能忠敬翁の業績に関する最新の研究を調査するとともに、外国人や小中学校団体などの見学も対応できるように、デジタル機器等の最新の展示手法を活用した常設展示の改修計画を 2022 年度までに策定し、後期計画で実現できるようにします。また、多くの来客に対応するため、展示監視・解説員・学校対応員を確保します。

主な事業	常設展示改修計画策定	市民学芸員養成講座開講

取り組み方針④: 調査体制の充実と出土遺物の適正管理

民間、公共機関による開発行為に伴う発掘調査や個人宅造等による緊急の発掘調査を実施します。また、発掘調査によって出土した遺物を保管する場所を確保し、適切な管理に努めます。

主な事業	民間機関の開発行為に伴う発掘調査事業	公共機関の開発行為に伴う発掘調査事業
	個人宅造等の緊急発掘調査事業	出土遺物保管場所の確保

■関連する個別計画

計画名	計画期間
三菱館保存修理事業計画	平成 28(2016)年～2020 年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
伝統文化行事等への積極的な参加
文化財の適切な管理運営
歴史・文化への理解
市民講座への参加

■5年後の目指す姿

良好な自然環境や歴史的資源等と調和のとれた土地利用が図られています。地籍調査を計画的に進め、土地資産の保全・継承や社会資本整備の円滑化等の調査実施による効果が創出されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
大規模未利用地 利活用計画策定	— (出典:都市整備課調べ)	—	—	1箇所	—

■現状

- ・ 平成 22 年に都市計画に関する基本的な方針である「都市計画マスタープラン」を策定し、市の目指すべき土地利用の方針を明らかにしました。また、山田・栗源地域を含めた市全域を都市計画区域とした「香取都市計画区域」が平成 28 年 7 月 1 日に指定されました。
- ・ 土地の境界が不明確であるために生ずる社会資本整備(地方公共団体が道路や上下水道等の産業や生活基盤となる社会資本の整備)や民間開発の事業期間の長期化、土地取引の不安、課税の公平性、公共用地の管理等の問題を地籍調査により解消します。国では地籍調査の一層の促進を図っており、計画を策定しての事業の推進が必要です。
- ・ 平成 29 年度に香取市地籍調査事業実施計画を策定し、将来長期に渡る事業の基本方針を定めました。
- ・ 小見川用地、旧多田工業団地建設予定地、大谷津用地、与田浦用地などの大規模未利用地の有効活用を検討しています。与田浦市有地の一部において、平成 26 年 3 月から太陽光発電事業(メガソーラー発電事業)を開始しています。

■主な課題

- ・ 地籍調査の計画的な実施と成果の活用が求められます。
- ・ 平成 22 年に策定した「都市計画マスタープラン」に基づき、総合的・計画的な土地利用を推進することが求められます。
- ・ 小見川用地、旧多田工業団地建設予定地、大谷津用地などの大規模未利用地の有効活用が求められます。

■施策の展開

取り組み方針①: 地籍調査の推進

地籍調査事業を適正かつ効率的に進め、事業の成果を活用します。

国の施策の動向や事業の進捗状況を踏まえ、定期的な実施計画の見直しを検討します。

主な事業	地籍調査事業	

取り組み方針②: 秩序ある土地利用の推進

「香取市都市計画マスタープラン」及び「香取市都市計画」等により、良好な自然環境や歴史的資源等と調和のとれた土地利用を推進します。

主な事業	適正な土地利用の推進	

取り組み方針③: 大規模未利用地の活用推進

新たな地域活性化の拠点として、大規模未利用地への産業の誘致等を図ります。

主な事業	大規模未利用地の利活用計画の策定	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
国土調査事業十箇年計画	2010(平成 22)年～2019(平成 31)年 ※第 7 次策定予定
香取市地籍調査事業実施計画	2018(平成 30)年～期間設定なし
香取市都市計画マスタープラン	2010(平成 22)年～2027 年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
土地所有者等による境界立会い

■5年後の目指す姿

駅を中心とするエリアに都市機能の集積が進み、多様な世代の市民が様々なサービスを楽しむことができるとともに、来街者と市民の交流が活発な市街地が形成されつつあります。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
高速バス利用者数	バスターミナル整備予定地における年間乗降客数(佐原駅北口・小見川支所, 千葉交通)(出典:企画政策課調べ)	70,681 人	—	77,750 人	84,820 人
佐原駅周辺地区複合公共施設整備	既存施設・類似機能施設の年間利用実績者数(出典:企画政策課調べ)	272,000 人	—	—	330,568 人

■現状

- ・ 国は、人口減少・少子高齢化が進行するなか、地方都市における地域活力を維持しつつ、医療・福祉・商業等の生活機能の確保し、高齢者が安心して暮らせるために、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを進めることが重要であるとしています。(コンパクト+ネットワーク)
- ・ 本市では、大型小売店舗の撤退以降、中心市街地の衰退が加速して急速に賑わいが消失し、生活機能の低下に見舞われています。
- ・ 平成29年1月に策定した「佐原駅周辺地区複合公共施設整備基本計画」に基づき、図書館・公民館・子育て支援施設・福祉関連施設・観光情報発信施設をコンパクトに集約していきます。また、多様な世代を施設に集客することで中心市街地の賑わいを創出していきます。
- ・ 地域公共交通拠点である佐原駅前広場(平成27年度完了)や、小見川駅前広場(平成30年度完了予定)の整備を推進しています。
- ・ 都市間公共交通拠点(佐原駅北口バスターミナル・小見川駅周辺バスターミナル)の整備や、利便性の向上を検討しています。
- ・ 平成29年11月には千葉県香取合同庁舎が竣工し、香取地域振興事務所・香取土木事務所など千葉県の7つの出先機関が佐原駅北口に集約されました。

■主な課題

- ・ 都市間公共交通の利便性向上に向けた取り組みが必要です(高速バス)。
- ・ 利便性の高い複合公共施設整備が必要です。
- ・ 商業機能の充実が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 高速バスを基幹とした都市間公共交通の利便性向上

通勤や通学を中心とする交通不便を解消して市内定住を高めるため、佐原駅北口及び小見川駅周辺に適切な規模と機能を有するバスターミナル整備を検討します。また、新規路線設定の可能性調査を進め、都市間公共交通の利便性向上を目指します。

主な事業	高速バス需要等調査事業	佐原駅北口バスターミナル整備事業
	小見川駅周辺バスターミナル整備事業	

取り組み方針②: 公共施設の集約による中心市街地の活性化

佐原駅南口に、複合公共施設を整備することで、多様な世代の集客を果たし衰退傾向にある中心市街地の活性化を目指します。

主な事業	佐原駅周辺地区複合公共施設整備事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市小見川市街地整備基本計画	2011(平成 23)年～期間設定なし
香取市公共交通拠点再構築基本構想	2018(平成 30)年～期間設定なし
佐原駅周辺地区複合公共施設整備事業基本計画	2017(平成 29)年～期間設定なし

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
都市間公共交通の積極的な利用
複合公共施設の利用

■5年後の目指す姿

歴史的建造物を活かした町並みの整備により、居住者の暮らしやすさ、来訪者の利便性が向上しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
小野川周辺の観光入込客数	歴史的な町並みが立ち並ぶ佐原・小野川周辺の年間入込客数 (出典:商工観光課調べ)	596 千人 (2016)	625 千人	682 千人	682 千人

■現状

- ・ 政府は、「歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース」を立ち上げ、全国の伝建地区を中心に宿泊施設等への改修が進めてられています。
- ・ 東京オリンピックが迫る中、外国人の受け皿として重要伝統建造物群保存地区が注目されており、本市の佐原地区もその重要推進地区の1つに掲げられています。その取組として、平成 28 年度にDMOが設立され、古民家等における宿泊・飲食事業に着手しています。また、佐原高校の生徒による「さわらぼ」が設立され、次世代の担い手としてまちを知る・楽しむ活動が展開されています。今後、本市への来訪者・宿泊者が増加することが見込まれ、「見る・買う・食べる」だけでなく、「体験する・寛ぐ」を提供できる環境の整備が必要です。
- ・ 歴史的建造物の修理や新築等の修景を進め、震災前の姿を取り戻しました。また、歴史的建造物の空家対策の1つとして古民家を活用した宿泊事業に着手しました。
- ・ 小野川兩岸の電線地中化がほぼ完了し、千葉県による電線地中化事業が着手されることとなりました。町並みエリアのその他の市道についても電線地中化事業の基本設計が完了し、順次詳細設計を進めています。

■主な課題

- ・ 歴史的建造物の維持・管理が必要です。
- ・ 歩行空間・景観向上のため更なる電線地中化の推進が必要です。
- ・ 歴史的資源保全のための景観形成地区の更なる拡大が必要です。
- ・ 歴史的建造物の居住者の確保が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 歴史的建造物の保全継承と空き家建造物の活用

歴史的建造物に居住する高齢者世帯に対し、次世代等に居住意思を確認し、空家になることが予測される物件を把握し、既に空き家となっている物件と併せ不動産情報を発信することで、新たな居住者を確保します。

主な事業	歴史的建造物所有者に対する居住実態調査事業	歴史的建造物空家情報発信事業

取り組み方針②: 電線類地中化の推進

伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区内の電線類地中化を推進し、歩行空の確保、歴史的景観の向上及び町並み防災機能の強化を図ります。

主な事業	電線共同溝整備事業	

取り組み方針③: 裏通りに点在する歴史的資源の価値見直し

伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区ではないものの、その周辺部に点在する歴史的資源を保存・活用するために、通りごとの整備方針を地域住民の方とともに策定し、景観形成地区のエリアを拡大します。

主な事業	景観形成地区拡大事業	

取り組み方針④: 歴史的資源を活かしたまちづくり

伝統的建造物や景観形成指定建築物の保存修理、そして新築等の際に歴史的な意匠で修景を行い、歴史的景観の向上を図ります。

主な事業	町並み保存事業	街なみ環境整備事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域内での高齢者世帯等の把握

■5年後の目指す姿

良好な住宅の供給により安心して住み続けられる住環境へと変化が見られます。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
木造住宅の耐震化率	木造住宅のうち耐震基準を満たす住宅の割合【H28年度木造住宅数:26,790棟】 (出典:都市整備課調べ)	75.3 %	85 %	95 %	95 %

■現状

- ・ 全国的に増え続ける空き家が問題となり、平成 27 年に空家等対策に関する特別措置法が施行されました。本市では、市民の生活において危険が切迫する空き家の対策のために、香取市空家等の適正管理に関する条例を制定し、空き家対策を推進しています。
- ・ 本市における取組として、市営住宅関係では粉名口団地大規模改修工事の設計に着手した他、空き家対策では、個別指導等により対策を推進し、近隣に悪影響を与えていた空き家の改善を促しました。また、危険が切迫していた空き家に対し、香取市空家等の適正管理に関する条例に基づき緊急安全措置を行いました。
- ・ 木造住宅の耐震化対策として、耐震診断助成と耐震補強工事助成を実施しました。
- ・ 今後は、使用可能な空き家に新たな所有者を見つけるために空き家・空地の不動産情報を発信する必要があります。

■主な課題

- ・ 改善されない空き家に対する対策が必要です。
- ・ 将来空き家になる可能性がある住居の後継者確保と高齢化対策が必要です。
- ・ 空き家の解消が必要です。
- ・ 適正な市営住宅の供給・管理が必要です。
- ・ 民間住宅の耐震化推進が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 空き家対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法及び香取市空家等の適正管理に関する条例を基に空き家対策を推進します。また、使用可能な空き家は権利者の意向を確認し、売却の希望や賃貸希望があれば、空き家の間取りや諸条件を付して、新たな住まい手を結びつけるために不動産情報を発信します。不動産関連団体等との連携を強化します。

主な事業	空き家対策事業	活用可能な空き家調査事業
	不動産情報発信事業	空き家バンク事業

取り組み方針②: 木造住宅耐震化の推進

耐震診断と耐震改修を助成します。また、相談から、耐震診断に至り、耐震補強の必要性が認められたものの、耐震改修工事に至っていない物件に対して、フォローアップを行います。

主な事業	耐震相談会の周知	耐震診断実施者に対するフォローアップ

取り組み方針③: 市営住宅の適正な配置及び管理

需要のない市営住宅を用途廃止し、需要のある市営住宅は適正に維持管理します。長寿命化が求められる市営住宅については大規模改修工事を行います。

主な事業	地域住宅計画の見直し	香取市公営住宅等長寿命化計画の見直し
	粉名口団地大規模改修事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市耐震改修促進計画	2017(平成 29)年～2020 年
香取市公営住宅等長寿命化計画	2011(平成 23)年～2020 年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
地域単位での空き家把握と居住履歴等の報告

■5年後の目指す姿

市内の幹線道路等の道路網の整備と維持管理が適切に実施され、利便性の高い道路等が快適かつ安心・安全に利用されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
道路改良率	市道認定した道路の総延長に対して、車道幅員を5.5m以上の道路に改良した割合 (出典:道路施設現況調査)	60.88 %	61.18 %	61.78 %	62.38 %
道路舗装率	市道認定した道路の総延長に対して、アスファルト、コンクリート舗装を実施した割合 出典:道路施設現況調査	81.33 %	81.58 %	82.08 %	82.58 %

■現状

- ・ 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(道路財特法)」に基づく補助率等のかさ上げ措置の期限が平成30年度で終了し、道路整備の財源の確保が困難な状況になっています。
- ・ 本市では、安全かつ円滑な道路の交通を確保するため、道路管理の一層の充実に向け自治会等との連携強化を進め、道路清掃等の身近な課題の解消や、道路利用者ニーズへのきめ細かな対応を進めています。道路付属物や法面・橋りょう等の老朽化が進行しており、整備計画を策定し計画的な補修工事を実施しています。行政による取り組みに加えて、道路環境の維持では住民自治協議会等の協力を得て環境美化活動などの道路愛護活動が実施されています。活動の展開が地域によって異なる現状がありますが、引き続き市民との協働による道路環境の維持を推進します。
- ・ 道路整備に関して、国道・県道の整備促進要望を毎年実施していますが、市内各地域からの要望件数が非常に多く、即座に対応することが難しい状況にあります。地区要望に対する業務を精査しつつ、効率的に適切な対応を進めています。
- ・ 台風や異常気象によって道路冠水が発生するリスクが高くなってきます。災害発生時には他自治体と連携したスムーズな対応が必要となります。豪雨や台風時の冠水を未然に防ぐため、道路排水の不良箇所や、道路冠水箇所の排水整備を進めています。

■主な課題

- ・ 都市計画道路「仁井宿与倉線」の整備が必要です。
- ・ 幹線道路網整備計画に基づく、事業の推進が必要です。
- ・ 道路利用者の安全を確保するため、維持管理が求められます。
- ・ 道路排水対策の推進が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 都市計画道路の整備

環状道路として市内の交通渋滞を緩和し、交通の円滑化を図るため生活道路や都市計画道路「仁井宿与倉線」の整備を計画的に行います。

主な事業	仁井宿与倉線整備事業	市道 I - 2号線道路改良事業

取り組み方針②: 幹線道路の整備

市内の交流を促進する幹線道路・補助幹線道路の整備を推進するとともに、市内と市外を結ぶアクセス道路となる、国・県道の整備促進を関係機関に働きかけます。また、道路網整備計画を今後の人口動向等を考慮した本市の実態に即した内容とします。

主な事業	交流促進連絡道路整備・市道 I - 10 号線道路改良工事	横断幹線道路整備・市道 I - 51 号線道路改良工事
	補助幹線道路整備・市道 I - 57 号線道路改良工事	補助幹線道路整備・市道 II - 32 号線道路改良工事

取り組み方針③: 道路及び道路付属施設の維持管理

道路及び橋りょう等の老朽化による点検を実施し、安全を確保するための整備計画を策定することにより、危険性の高い箇所の把握をします。その結果を基に補修の財源を確保し計画的に整備します。

主な事業	橋りょう長寿命化修繕事業	法面工・土木構造物修繕事業
------	--------------	---------------

取り組み方針④: 冠水箇所の解消

市内の道路冠水箇所を、緊急性や危険度を考慮したうえで、関係機関と協議・調整を行いながら整備計画を定め、計画に基づいた整備を進めます。

主な事業	排水整備事業	調整池整備事業
	排水路維持補修事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市幹線道路網整備計画	2008(平成 20)年～2028 年
道路ストック修繕計画	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
道路通行の支障物の撤去
地域内での道路美化活動への参加
地域内での河川美化活動への参加

■5年後の目指す姿

市民が安心して暮らしていけるだけの市内公共交通が確保され、都市間交通の利便性が高く定住性が向上しています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
市内公共交通に関する市民満足度	市民意識調査の数値	-24.6 %	-20 %	-15 %	-10 %
市が運行している公共交通の利用者数	市が委託等で直接運行している公共交通の利用者数 (出典:企画政策課調べ)	57,141 人 (2016年)	58,000 人	59,000 人	60,000 人
市が運行している公共交通に対する利用者1人当たりコスト	市が直接運行している公共交通の運行経費を利用者数の合計で割った額 (出典:企画政策課調べ)	757 円 (2016年)	741 円	728 円	726 円

■現状

- 全国的に少子高齢化が進む中、自治体は交通政策基本計画に基づきまちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの再構築が求められています。
- 本市では、年少人口と老年人口が逆転するなど急速に少子高齢化が進み、自動車の運転が困難になる高齢者の増加が見込まれます。生活には自家用車が定着しており、1世帯あたりの乗用自動車保有率は千葉県平均を上回り約1.3台となっています。一方で公共交通の利用者数は減少し、10年前と比較し年間のべ約11万人減少しています。市の人口減少の要因である、若年層の転出増加(就職、転職、進学等)に歯止めをかけるため、東京圏へビジネスや学業、レジャーに容易に行け、若年層の定住選択が可能となる都市間公共交通の利便性向上が必要です。鉄道については、特急廃止等もあり利便性が低下し、利用者も低迷しています。
- 今後見込まれる更なる高齢化の進行に伴い、交通手段を持たないいわゆる交通弱者の増加が見込まれ、公共交通の更なる充実が求められます。
- 路線バス・循環バスの赤字路線に対しては補助金を交付することで、路線維持を行っています。平成21年からは、交通不便地域の解消を目的に小見川地区での循環バスの運行を開始しています。また平成22年からは佐原の町並みや香取神宮への観光客をターゲットとした佐原循環バス周遊ルートの実行を開始しています。都市間公共交通の利便性を向上するため、高速バス拠点(バスターミナル)を整備し運行本数の増加及び新規路線の設定に向けた検討に着手しています。
- 平成25年からは、集落が分散し道が狭隘なため、従来の大型車による路線定期運行のバスでは対応が困難な小見川の東南中央地区において、乗合タクシーの運行を開始しています。

■主な課題

- 既存循環バス・乗合タクシー・路線バスについての再編し、交通不便地域の解消が求められます。
- 都市間公共交通の利便性向上に向けた取り組みが必要です。
- 鉄道の利便性の向上に向けた取り組みが必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 公共交通機関の利便性向上

公共交通確保のため、循環バス乗合タクシーの運行を続けるとともに、路線バスへの運行補助を実施し、交通不便地域の減少を目指します。また、効率的で利便性の高い公共交通となるよう、循環バス・乗合タクシー・路線バス等の役割分担を検討し、公共交通として提供が必要な部分と福祉サービスとしての提供が必要な部分などのすみ分け・調整を行い、各利用者層で利用しやすい効率定なサービス提供します。

主な事業	循環バス運行事業	バス路線運行事業
	乗合タクシー運行事業	公共交通再編事業

取り組み方針②: 高速バスを基幹とした都市間公共交通の利便性向上

通勤や通学時を中心とする交通不便を解消して市内定住を高めるため、佐原駅北口及び小見川駅周辺に適切な規模と機能を有するバスターミナルを整備するとともに、新規路線設定の可能性調査を進め、都市間公共交通の利便性向上を図ります。

主な事業	高速バス需要等調査事業	佐原駅北口バスターミナル整備事業
	小見川駅周辺バスターミナル整備事業	

取り組み方針③: 鉄道の利便性の向上

沿線市町と連携しながら、鉄道事業者に対してダイヤ改正等鉄道利用者の利便性向上に向けた要望や、駅舎の老朽化対策やバリアフリー化などの要望活動を行います。

主な事業	千葉県JR線複線化等促進期成同盟要望活動	

取り組み方針④: 交通弱者への対応

市や交通事業者が点在する交通弱者に対して、公共交通として対応することが困難な地域に居住しているNPOなど多様な運営主体が提供するサービス開始に向け調査研究や、運営開始に向けたサポートを行います。

主な事業	多様な主体による交通サービス確保の検討	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
(仮称)高速バス拠点整備基本構想	2017(平成 29)年度～

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
公共交通機関の積極的な利用
「自分たちの公共交通は自分たちで守っていく」といった意識の醸成

■5年後の目指す姿

市民が日常生活の中で安全な水を安定して利用しています。また、老朽化施設の更新や老朽管更新等の管路整備が進められ、施設や簡易水道事業の統廃合など事業のスリム化により水道事業提供者の経営基盤が強化されています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
料金収納率	水道料金現年度調定額に対して納入されている収入額の割合 (出典:水道課調べ)	97.7 %	98.2 %	98.2 %	98.2 %
老朽管残存延長 (石綿セメント管)	残存している石綿セメント管の延長 (出典:水道課調べ)	124 km	116 km	108 km	100 km

■現状

- ・ 人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化や深刻化する人材不足など、水道事業の規模や経営状況に影響する事象への対応が求められています。本市においては、人口減少や節水意識の高揚に伴う水需要が減少する一方で、水道施設の老朽化が進行し、施設等の更新が求められています。
- ・ 給水区域内の未加入者への加入促進に取り組んでいるものの、井戸水利用者の上水道への加入が進まず、水道普及率は上水道、簡易水道ともに横ばい傾向にあります。
- ・ 老朽管は、年間 3～4 kmの更新を行っているものの、更新が必要な管路の延長が長く、老朽管が依然残っています。
- ・ 城山第2浄水場の適正な規模での更新に向け、千葉県と認可変更申請を行うための協議を進めています。平成29年度より、城山第2浄水場更新工事に着手しています。

■主な課題

- ・ 給水区域内における未加入者への加入促進及び収納率の向上が必要です。
- ・ 経営の安定を図るため施設の統廃合による事業統合が必要です。
- ・ 浄水施設の老朽化による更新及び耐震化が必要です。
- ・ 老朽管(石綿セメント管)が残存しており、更新が必要です。
- ・ 重要幹線の耐震化が必要です。
- ・ 専門知識を有する職員の育成が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 経営基盤の強化

安心・安全な水を安定的に供給するため、老朽管の改修等による有収率の向上や加入促進を図り、経営基盤の強化に取り組みます。また、将来的には、受益者負担の適正化を図るため、水道料金水準の適正化に向けた料金改定について検討します。

主な事業	未加入者への加入促進	水道料金収納率の向上
	民間活力の導入	水道料金適正化の検討

取り組み方針②: 施設統合の推進

老朽化した水道施設の更新を機に関連する送・配水施設の統廃合を進めます。また、今後の人口動向や利用状況を見据えた施設能力の適正化を図るため、関連する送・配水管の統廃合を順次進めます。さらに施設の統合と合わせ、維持管理の合理化を進めるとともに、将来的な上水道と簡易水道の統合を検討します。

主な事業	上水道事業と簡易水道事業の統合	みずほ台専用水道の統合
	水道施設の広域化や連携強化の検討	

取り組み方針③: 浄水場の更新

老朽化した浄水場を更新していきます。佐原浄水場は、将来的な水需要等を考慮し施設規模を適正なものとして更新します。また、災害等の発生による影響を考慮し、玉造浄水場の耐震化を進めます。城山第2浄水場更新工事は、計画期間内での更新を進めていきます。

主な事業	佐原浄水場の更新	玉造浄水場の耐震化
	城山第2浄水場の更新	

取り組み方針④: 老朽管の更新

漏水防止の観点から老朽化が著しい石綿セメント管の更新を計画的に進めます。また、将来の地震発生に備え、管路の耐震化を進めます。

主な事業	石綿セメント管更新事業	普通铸铁管更新事業
	管路の耐震化事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市水道ビジョン	平成20年～平成29年
香取市水道事業基本計画	平成20年～平成29年
香取市上水道事業経営戦略	2016(平成28)年～2025年
香取市簡易水道事業経営戦略	2016(平成28)年～2025年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
給水区域における上水道の加入
水道事業の経営状況への関心と理解

■5年後の目指す姿

公共下水道や農業集落排水処理施設等の適正な管理や基盤整備が行われ、河川等の水質が正常に保たれています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
汚水処理人口普及率	人口に占める下水道、浄化槽等が利用できる地域の人口 (出典:下水道課調べ)	61.0 % (2016)	63.0 %	65.2 %	67.5 %

■現状

- ・ 人口減少・高齢化による下水道使用量の変化により下水道経営の厳しさが増えています。また、下水道施設の老朽化の進行や大地震の発生が予想されることから、当該施設の維持管理の実施や耐震化が要請されています。
- ・ 本市では、公共下水道処理施設 2 施設、農業集落排水処理施設7施設、与倉汚水処理施設の計 10 施設を管理しています。最も古い施設は昭和 56 年度、一番新しい処理施設でも平成 16 年度の供用開始となっており、処理施設の老朽化が進行しています。
- ・ 公共下水道等整備区域の水洗化率向上に向け、普及・啓発活動を実施しており平成 29 年度での水洗化率は目標値をほぼ達成の見込みです。公共下水道等整備区域外の地域においては、合併処理浄化槽への整備(転換)を推進していますが、平成 29 年度での設置基数は目標値を下回っており、更なる推進が必要です。
- ・ 香取市汚水適正処理構想の見直しにより人口減少社会に対応した各汚水処理方法の構成を明確にしています。老朽化しつつある各汚水処理施設は、下水道ストックマネジメント計画により、計画的に修繕・改築を実施します。これらの対応により、今後想定される課題に対処でき、事業の安定した運営が図られる見とおしです。
- ・ 大地震の発生を想定した耐震化については、平成 25 年度に下水道総合地震対策計画(次期計画:平成 30(2018)年度~2022 年度)を策定し、主要な施設、管路の耐震化診断と一部耐震補強対策を実施しています。
- ・ 公共下水道及び農業集落排水事業で管理する各施設の維持管理業務を包括的な委託とし、民間業者のノウハウを活かした効率的な維持管理を行っています。

■主な課題

- ・ 下水道施設の適正な維持管理の実施が必要です。
- ・ 下水道施設の耐震化の実施が必要です。
- ・ 下水道の機能強化が必要です。
- ・ 公共下水道等・合併処理浄化槽の汚水処理人口普及率の向上が必要です。
- ・ 下水道経営の安定化に向けた取り組みが必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 施設の適正な維持管理

管路及び処理施設等の維持管理について、引き続き、民間事業者のノウハウ等を活用した管理を進めます。また、これまでの管路及び処理施設等の維持管理の実施により取得・蓄積した技術やノウハウを職員間で共有し、適切かつ効率的な維持管理を実施します。

主 な 事業	処理施設等の包括的維持管理委託	

取り組み方針②: 下水道の耐震化

下水道総合地震対策計画に基づき下水道施設の耐震化を進めます。

主 な 事業	浄化センター、中継ポンプ場等の施設耐震化事業	管渠、マンホールの耐震化事業

取り組み方針③: 下水道機能の強化

下水道ストックマネジメントに基づき、処理場や管路等の下水道施設の老朽化の状況を踏まえた改築計画を策定し、適正な整備を実施します。

主 な 事業	下水道ストックマネジメント計画策定事業	下水道ストックマネジメント計画に基づく施設の点検、修繕、改築事業

取り組み方針④: 公共下水道等及び合併処理浄化槽の普及

公共下水道・農業集落排水整備区域において、水洗化率向上に向けた普及・啓発活動を継続して実施します。また、整備区域外地域においては、合併処理浄化槽への整備(転換)を推進します。

主 な 事業	水洗化率向上に向けた普及・啓発	合併処理浄化槽設置推進事業

取り組み方針⑤: 下水道事業の経営安定化

2020年4月から地方公営企業法を適用し、企業会計への移行に向けた検討・準備を進めます。また、企業会計移行後は下水道事業等の適正な経営の実現に向けて取り組みます。

主 な 事業	企業会計移行事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市污水適正処理構想	2015(平成27)年度～2034年度
下水道総合地震対策計画	2018(平成30)年度～2022年度
下水道ストックマネジメント計画	2018(平成30)年度～

■市民・地域への期待

市民・地域への期待	
公共下水道への加入	
合併処理浄化槽への転換	

■5年後の目指す姿

住民自治協議会をはじめ、様々な市民活動団体の主体的な活動を支援・推進することにより、地域の課題やニーズに応じて市民が主体となって積極的に地域づくりに取り組んでいます。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
コミュニティビジネス取組協議会数	— (出典：市民協働課調べ)	0 件	1 件	2 件	4 件
地域振興事業助成団体数	— (出典：市民協働課調べ)	11 団体	15 団体	15 団体	15 団体

■現状

- ・ 全国的に、少子高齢化と人口減少が深刻な地域では、生活支援機能の低下が問題となっていることから、市民が中心となって地域の暮らしを支える仕組みである「地域運営組織」が注目され、3分の1の市町村で組織化されています。
- ・ 本市においては、住民自治協議会が組織され、市内22の小学校区の内、19の小学校区で設立し、各地で地域色豊かな活動が展開されています。また、未設立の小学校区への設立の推進や、住民自治協議会の設立、設立後の活動に対する人的並びに財政的支援を行っています。
- ・ テーマ型市民活動団体の公益的な活動に対し、財政的な支援を実施し、積極的な市民活動の展開を促しています。
- ・ 少子高齢化と人口減少の更なる進行により増大する地域課題に対応していくためには、一層の市民協働による取り組みが必要となります。

■主な課題

- ・ 未設立地域においても住民自治協議会の設立が必要です。
- ・ 持続可能な住民自治協議会組織の構築が必要です。
- ・ 市民活動団体への継続的な支援が求められています。

■施策の展開

取り組み方針①: 住民自治協議会への継続的な支援

市内どの地域においても、地域がまちづくりに主体的に取り組むことができるようにするため、市内全地域における住民自治協議会の設立を目指し、引き続き設立及び活動を支援します。

主な事業	住民自治協議会設立事業	

取り組み方針②: 住民自治協議会の発展に向けた支援の充実

地域の暮らしぶりを将来にわたって持続させていくため、住民自治協議会の組織強化と活動の活性化を促すなど、住民自治協議会の発展に向けて支援します。

主な事業	先進情報の提供	人材育成・研修
	コミュニティビジネスコーディネート	活動拠点の確保支援

取り組み方針③: 市民活動団体等への継続的な支援

自治会やまちづくりに様々なかたちで関わっているテーマ型市民活動団体の公益的な活動に対して、引き続き財政的に支援します。その中から、コミュニティビジネスに発展する可能性のある事業については、住民自治協議会と連携など包括的に支援します。

主な事業	自治会との連携・支援事業	地域振興事業
	地区集会施設整備事業	コミュニティビジネス推進事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市市民協働指針(かたりの風)	2009(平成21)年～

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
まちづくりへの主体的な取り組み

■5年後の目指す姿

市民が立場や性別に関わりなくお互いの人権を尊重し合い、ともに支えあいながら、個性を輝かせ、もてる能力を発揮し、人間としての尊厳をもって、安心・安全に生活できています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
人権に関する研修等の参加者数	— 出典：市民協働課調べ	419 人	430 人	450 人	470 人
審議会等の女性構成比率	審議会等の委員総数に占める女性委員の割合 出典：市民協働課調べ	29.5 %	30.0 %	31.0 %	32.0 %

■現状

- ・ 国では、平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦出身者に対する不応な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」などの差別解消に向けた法律が施行されました。女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、インターネットでの人権侵害など、人権問題に対する意識改革を進めています。
- ・ 本市では、人権意識を高めるため、市主催の「人権のつどい」を開催し、その中で、小中学生人権標語表彰を通じての学童及び保護者に対する啓発を、また、人権講演会を通じて、人権に関する意識の高揚を図っています。また、月に1回、人権擁護委員による人権相談を実施しているほか、千葉県と共催で研修等を開催し、男女共同参画に対する意識高揚を図っています。
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の規定に則り、平成 25 年 3 月に「香取市DV防止・被害者支援基本計画」を策定するとともに、増加傾向にあるDV被害に対する相談や緊急避難支援を実施しています。
- ・ 市が率先して男女雇用均等を図り、市の審議会等の女性構成比率が平成 25 年 27.6%から平成 28 年 29.5%へ、女性管理職の構成比率が平成 25 年 4.1%から平成 28 年 11.1%へと改善しています。

■主な課題

- ・ 人権に関する市民意識の高揚及び啓発が必要です。
- ・ 増加傾向にあるDV被害に対する相談体制等の充実が求められます。
- ・ 男女共同参画社会を目指す意識の高揚及び啓発が必要です。
- ・ 学校現場での人権に関する学習機会の提供が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 人権に関する意識の醸成

人権施策基本指針の浸透を図り、指針で管理する事業を進行管理します。また、市民及び市職員を対象とした、人権に関する研修会の規模や回数を増やすなど啓発活動を充実します。

主な事業	人権施策基本指針の推進	市民及び市職員対象の研修会開催事業

取り組み方針②: DV被害者への対応策の充実

DV被害者が求める相談体制の整備及び緊急避難後の生活を再建するための融資制度の創設に向けた取組を検討します。

主な事業	夜間、休日のDV相談窓口事業	DV被害者融資事業

取り組み方針③: 男女共同参画社会の醸成

男女の性別にかかわらず、個人として尊重されるとともに、個性と能力が十分に発揮することができる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

主な事業	男女共同参画計画の推進	女性職員の登用
	男女共同参画に関する学習会等の開催	

取り組み方針④: 学校における学習機会の提供

男女共同参画について正しい知識と態度を身に付けられるよう、男女平等を視点に置いた教育・学習を推進します。また、保護者や担い手となる教育関係者の意識啓発を行います。

主な事業	小学生、保護者対象の男女共同参画講座 開催事業	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
香取市男女共同参画計画	2010(平成 22)年度～2019(平成 31)年度
香取市人権施策基本指針	2010(平成 22)年度～
香取市 DV 防止・被害者支援基本計画	2013(平成 25)年度～2019(平成 31)年度

■市民・地域への期待

市民・地域への期待	
講習会・研修会への積極的な参加	
関係機関への迅速な相談・連絡	

■5年後の目指す姿

市民の国際感覚が高まり、国際交流が盛んに行われています。また、友好・姉妹都市との交流がさらに深まるとともに、本市を訪れる外国人の受け入れ体制が整い、市外から多くの人々が訪れています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
在住外国人及び市民向け各種講座参加者数	市内在住外国人及び市民向けの言語教室等学習機会への参加者数 (出典：市民協働課調べ)	—	500人	550人	600人
通訳ガイドボランティア案内件数	外国人来訪者に対する市内案内件数 (出典：市民協働課調べ)	20件 (2016)	40件	50件	50件

■現状

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や成田国際空港の機能強化が進められる中、訪日外国人旅行者数も平成28年には2,400万人に達し、地域の国際化がより一層求められています。それに伴い、本市においては、国際交流協会による様々な活動が展開され、在住外国人との交流や外国人観光客の受入など、国際化に向けた体制づくりが進められています。
- 国際交流協会による在住外国人への日本語教室、外国人観光客への通訳ガイドボランティア、市民向け英会話講座など、市の国際化に向けた交流機会の場の創出が図られています。さらには他市の協会との研修・情報交換も積極的に行われ、市の国際交流の推進に大きな役割を果たしています。
- 国際化の進展と合わせ、日本遺産の認定、佐原の山車行事のユネスコ無形文化遺産の登録などにより、本市を訪れる外国人の増加が見込まれます。
- 地域における異文化交流や外国人との共生に向けた取り組みが強く求められてきます。市民の理解、参加・協力を促進するため、官民協働で国際化を推進する体制を整えることが必要となります。ホームステイやALT(外国語指導助手)による授業などに積極的に取り組み、国際感覚の育成が進められています。
- 地域間交流の取り組みについては、兵庫県川西市、福島県喜多方市、佐賀県鹿島市及び茨城県つくばみらい市など、姉妹・友好都市等との都市間交流を通じて、観光、物産振興のほか災害協定による連携など、市民相互の交流活動の機運が高まっています。今後は、国内とどまらず国外も視野に入れて新たな都市間交流を検討します。
- 近隣自治体との連携については、成田国際空港圏や利根川下流域の市町村が、共通に抱える課題の解決、また広域的活性化を図ることを目的に協議等が行われていきます。

■主な課題

- 国際交流協会の活動を支援し、市民参加・協力による国際交流を進めることが必要です。
- 外国人が安心して地域で暮らせる多文化共生のまちづくりが求められます。
- 姉妹・友好都市等との交流を通じて、地域を越えた交流と各分野における連携が必要です。
- 近隣自治体等との連携によって、新たな事業展開を行う必要があります。

■施策の展開

取り組み方針①: 国際交流活動の推進

国際交流協会との連携を深め、これまでの活動を継続・発展させ、より多くの市民と外国人との交流参加を進めます。また、市民主体の国際交流を進めるため、市民に対する情報提供に努めるとともに、民間団体との連携・協力を得ながら、国際交流を担う人材の育成、確保に努めます。

主 事業	国際交流協会補助事業	異文化交流イベント等の開催
	国際理解教育の推進	

取り組み方針②: 国際性豊かな地域づくりの推進

地域の特性や外国人のニーズを踏まえ、多様な言語による行政・生活情報、防災情報の発信をするとともに、地域生活で生じる不便さの解消に向けたコミュニティ支援、生活相談支援等の充実を図ります。また、関係機関との横断的な連絡調整を行いながら、協働して多文化共生のまちづくりを推進します。

主 事業	在宅外国人生活支援事業	情報多言語化の推進

取り組み方針③: 姉妹都市交流の推進

国際化が進展する中で市民が様々な交流を通じて理解し、国際感覚を高めることが重要です。このため、姉妹・友好都市等との地域間交流を通じて、市民生活や文化活動、まちづくりなど各分野における連携を図るため、積極的な交流活動を促進します。

主 事業	友好関係団体との交流イベント等の開催	

取り組み方針④: 近隣自治体との連携

共通の課題や目的を持つ近隣自治体等との連携による広域プロジェクト活動を推進します。

また、観光や防災など各分野において、他自治体との連携を図ります。

主 事業	成田国際空港関係団体との連携による情報収集や各種事業化の実施	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待	
国際交流事業への参加・協力	
異文化に対する関心・理解	

■5年後の目指す姿

市政に関する情報が的確に公表されるとともに、市民の意見が十分に反映された市の行政運営や計画などの策定、重要施策の決定がなされています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
広報紙を定期的に読んでいる市民の割合	市民意識調査の数値	49.4 %	50 %	51 %	52 %
市ウェブサイトへのアクセス件数	— (出典:秘書広報課調べ)	154,989 件/月	160,000 件/月	170,400 件/月	181,500 件/月

■現状

- 全国的に、SNS(ソーシャルネットワークシステム)など多様な情報提供ツールが急速に広く社会に浸透しています。スマートフォンの保有率は、平成22年の10%から平成28年には71.8%と増加が顕著です。今後もこの傾向は続くことが予想されます。
- 月2回発行の広報紙を、平成29年5月から月1回に内容を含めてリニューアルしました。31,200部を各家庭に新聞折込で配布のほか、公共施設をはじめとした各種施設82カ所に配布しています。多くの市民に登場してもらい、親しまれる紙面づくりに取り組んでいます。その一方で、全世帯への配布が確立されておらず、カバー率は93%となっています。
- ウェブアクセス件数は平成24年に比較して148%と順調に増加しています。しかし、市政よりイベント情報へのアクセスが顕著です。広報紙からの誘導や、議会の配信も含めて、動画の閲覧件数が少ないです。今後は、多種多様な情報メニューによる市政などの情報提供が求められます。市民の誰もが情報を得やすい仕組みを整えることが必要です。
- 市民の声を市政に反映するために、市民懇談会や市長への手紙制度のほか、各種市民アンケート、パブリックコメントを実施しています。行政運営の透明性を確保し市民との市政情報の共有化をめざして、積極的な情報公開に取り組んでいます。
- 3ヵ月毎に発行の議会だよりを、平成29年から内容をリニューアルしました。30,300部を各家庭に新聞折込で配布のほか、公共施設に設置しています。わかりやすい紙面づくりに取り組んでいます。市ウェブサイトにより議会情報を発信しています。

■主な課題

- 情報への到達容易性を向上するために、多種多様な情報メニューの充実が必要です。
- 市政情報のほか地域に密着したきめ細かな情報など、市民が必要とする多様な情報提供が必要です。
- 市民の声を分析し、施策の企画・立案、あるいは見直しなど、市政に反映していくために、市民意向を的確に把握することが求められます。
- 個人情報の適切な管理と市民への行政情報の積極的な提供が必要です。
- 議会の審議内容や取り組みについて、積極的な情報発信が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 広報活動・機能の充実

代表的な広報媒体の広報紙と市ウェブサイト充実します。広報紙は、見やすく読みやすく分かりやすい表現とレイアウトに配慮するとともに、市民の登場や活動・生活を魅力的な写真で紹介し、広報モニター制度と併せて、より市民参加型を確立します。

市ウェブサイトは、適時・適切な情報を発信するとともに、市民からの情報を提供してもらい相互方向コミュニケーションツールの活用を検討します。

主な事業	広報紙の充実	広報紙の配布の充実
	市ウェブサイトの充実	新たな情報媒体の導入の検討

取り組み方針②: 広聴活動の充実

多様化する市民の意見や要望を的確に把握し、市政に反映させます。市民懇談会や座談会、市長への手紙を継続、利用の啓発をします。パブリックコメントを行う重要な政策などの決定に際し、適宜アンケート調査を実施するなど市民の意向の把握に努め、内容を調整します。

主な事業	市民懇談会、座談会の実施	市長への手紙の実施
	パブリックコメントの実施	

取り組み方針③: 個人情報の適正管理と情報公開の推進

市の保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利と利益の保護を図ります。また、市政の公正な運営と市民の市政に対する信頼を深めるため、情報公開制度の適切な運用を推進します。

主な事業	個人情報保護制度の適正な運営	情報公開の推進(広報紙、市ウェブサイトなど情報提供手段の有効活用を含む)

取り組み方針④: 開かれた議会に向けた取組の充実

市民に開かれた、より透明性の高い議会を目指し、「議会だより」や市ウェブサイトの充実を図るとともに、議会のインターネット配信も活用を高めアクセス件数の増加を図ります。

主な事業	議会だよりの充実	インターネット配信事業

■関連する個別計画

計画名	計画期間
—	—

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
市政への関心と理解
広報紙や市ウェブサイト等の広報媒体からの積極的な市政関連情報の取得
まちづくりや市政に積極的な参加

■5年後の目指す姿

第2次香取市総合計画を推進するとともに民間等との連携を進め、限られた人的資源を効果的に活用し、簡素で効率的な行政運営が行われています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
定員管理職員数	市職員の定数	638 人	628 人	596 人	—
香取市の住みやすさ	市民意識調査の数値	48.5 %	— %	53.0 %	56.0 %

■現状

- 全国的に、依然として厳しい地方財政の状況など地方公共団体における経営資源の制約が強まる一方で、少子高齢化等を背景とした行政需要は確実に増加することが見込まれ、このような状況下においても質の高い公共サービスを引き続き効果的・効率的に提供するためにより一層の取り組みが求められています。
- 本市では、平成18年の合併後、新生香取市の10年間の市政運営の羅針盤となる香取市総合計画を平成20年度に策定し、まちづくりを進めてきました。この間、東日本大震災から震災対策として災害復興計画を策定したほか、人口減少対策に重点をおき、地方創生に取り組むため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するなど、社会状況を踏まえ、計画的な行政運営を進めています。
- 行財政改革については、香取市行財政改革大綱を策定し推進しています。本大綱には、4つの基本方針を掲げ、この方針に沿って集中改革プランを定め、組織のスリム化や職員数の削減をはじめ、施設の統廃合、民間委託等の推進、債権一元化、市民協働、情報化の推進などの改革に取り組んでいます。
- 行政組織は、課を合併時の61課から25課へと、約6割を統合・削減したほか、指定管理者制度導入施設は、合併前の4施設から13施設増え、17施設で導入しています。また、職員についても削減を進め、定員管理上の職員数は、合併当時の921人から平成29年度当初で638人となり、約30.7%が減少しました。
- 行政運営は、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応していく必要がありますが、職員数の削減を中心とした対策だけでは限界があります。したがって従来からの行財政活動を見直し、計画的な行政運営を進め行政サービスの維持向上に努めていく必要があります。

■主な課題

- 総合計画の適切な管理と評価が必要です。
- まち・ひと・しごと創生総合戦略の適切な管理と評価が必要です。
- 効率的な行政運営が必要です。
- 人的資源の有効活用が必要です。

■施策の展開

取り組み方針①: 総合計画の評価と管理

前期基本計画に基づく5か年間の中期的目標を達成するため、実施計画の策定を通じた効率的・計画的な行政施策の推進に取り組みます。実施計画は、適宜、合理性と効率性を基軸とした客観的な評価を行い、前期基本計画の推進状況を確認する過程で具体的な調整を図ります。さらに、マネジメントサイクルの考え方に基づいた行政評価制度を強化し、前期基本計画の進行管理の仕組みを構築します。

主な事業	前期基本計画の進捗管理	実施計画の策定と推進
	予算査定・組織マネージメントに活用可能な事務事業評価方法の開発	市民意識調査事業

取り組み方針②: まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価と管理

総合戦略に基づく4つの基本目標を達成するため、各施策の進捗状況を管理する過程で、重要業績評価指標および主な取組内容の見直しを実施します。また、進捗状況は、香取市HPなどを通じた情報公開を適宜実施し、全体での課題認識の深化を図ります。

主な事業	総合戦略の進捗管理と評価	外部有識者会議による総合戦略の評価

取り組み方針③: 効率的な行政運営の推進

厳しい財政状況の中、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、従来からの行財政活動を見直し、行政組織のスリム化を進めるとともに、組織の機動性の向上や多様な連携、情報化を推進し、事務及び事業の運営が簡素かつ効率的となるよう行政運営に取り組みます。

主な事業	香取市機構改革基本方針や職員定員適正化計画の推進	情報化計画の推進
	民間等と連携した行政運営	

取り組み方針④: 職員の人材育成

職員の能力開発を総合的・効果的に推進するため、雇用環境の整備を図るとともに地方公務員制度改革の状況を見ながら、人材育成に関する基本方針を見直します。また、人事評価制度の適正運用を図るほか、各種研修への参加や関係機関との人事交流、民間への派遣研修を行い、実務能力の強化を図ります。

主な事業	人材育成基本方針の見直し	人事評価制度の適正運用
	職員研修及び人事交流の充実	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2015(平成27)年～2019(平成31)年
香取市行財政改革大綱	2018(平成30)年～2022年
香取市職員定員適正化計画	2016(平成28)年～2020年
香取市特定事業主行動計画	2015(平成27)年～2019(平成31)年
香取市情報化推進計画	2015(平成27)年～2019(平成31)年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
多様な主体が行政運営に参画することへの理解
市が抱える重要課題の認識深化と施策に対する評価

■5年後の目指す姿

中長期的な財政見通しのもと、将来に向けて自主性・自立性の高い、持続可能な財政運営がなされています。

■施策の成果を表す指標

指標名	指標の説明	現状値	目標値		
		2017(H29)	2018	2020	2022
将来負担比率	地方公共団体の借入金や将来支払っていく負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合い（出典：財政課調べ）	54.6 % (2016)	69.6 %	84.6 %	99.6 %
一般市税の収納率	市民税や固定資産税などの市税調定額に対して収納された額の割合（出典：税務課調べ）	88.2 % (2016)	90.2 %	92.2 %	94.2 %

■現状

- 全国的に、人口減少、特に生産年齢人口の減がもたらす市民税の減少が懸念されています。また、普通交付税において、合併算定替えの縮減・終了、さらに、税の収納率はトップランナー方式が採用されるなど、財政状況を取り巻く環境は厳しくなっています。
- 本市の近年の財政状況は、実質収支（歳入－歳出）で20億円以上となるほか、繰上償還を実施するなど、良好な状態で推移しています。経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率については、平成29年度の目標数値を大幅に改善した値で達成できる見込みです。これは、人件費削減や合併特例債の有効活用により、財政調整基金の積立や繰上償還したことが大きな要因となっています。今後も財政計画の策定など計画的な財政運営の推進が必要です。
- 自主財源の確保の観点からは、太陽光発電施設整備、エネルギー会社の設立は、効果が大きいといえますが、今後も財源の根幹である市税のほか、企業誘致、売却を含めた保有資産の有効活用などが求められています。
- 平成28年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の効果的な利用促進を図っています。今後、将来の財政状況や人口動態を踏まえて、公共施設の再配置など具体的な計画（個別計画）を策定していきます。
- 受益と負担の公平性確保のため、公共サービスの使用料・手数料について、平成26年度に見直しを実施しました。また、公平な課税と収納率の向上に資するため、滞納処分の強化を図り、平成26年度から平成28年度の間、840件の差押えを実施し、収納率は、平成24年度83.87%から、平成28年度88.19%に改善しました。しかしながら、県内市町村も改善しており、本市は、引き続き低い状況です。

■主な課題

- 公平な課税と収納率の向上が必要です。
- 受益者負担の適正化を図る必要があります。
- 中長期財政推計などの見直しによる計画的な財政運営が求められます。
- 公共施設等総合管理計画を推進する必要があります。

■施策の展開

取り組み方針①: 公平な課税と収納率の向上

市民税等の未申告者の解消や未評価家屋の解消など、公平な課税を目指し、市民の納税意識の醸成を図ります。また公平な税負担に資するため、現年分の収納の確保と滞納処分の強化を図ります。併せて、総合的な債権処理体制を充実させ、市税以外の債権処理に取り組みます。

主な事業	市民税等未申告者、未評価家屋の調査	効率的な債権処理体制の取組
	現年分の収納確保と滞納処分の強化	

取り組み方針②: 受益者負担の適正化

各種料金等について、受益者負担の適正化が図られるよう一部事務組合を含めた公営企業等特別会計の事業運営計画等を踏まえ、財政運営を行います。また、社会経済情勢や施設の状況を見ながら、使用料・手数料を見直します。

主な事業	公営企業等の経営改善	使用料・手数料の見直し

取り組み方針③: 公共施設等総合管理計画の推進

平成 28 年 3 月に策定した公共施設等総合管理計画の基本的な方針である「公共施設総延床面積 25%縮減」の実現に向け、個別計画を作成し、推進していきます。特に、今後発生する学校、保育園、幼稚園等の統廃合による空き施設の取り扱いを検討します。

主な事業	個別計画の策定と推進	

取り組み方針④: 中長期財政推計などによる計画的な財政運営

毎年度、中長期財政推計を見直し、計画的な財政運営の推進に取り組みます。また、あらゆる歳入確保策を検討し、歳出においては、施策評価・事務事業評価、補助金等を見直しなどを通し、適正な支出に努めるなど、歳入歳出両面から持続可能な財政構造の確立に向けた取り組みを進めます。

主な事業	中長期財政推計の更新	

■関連する個別計画

計画名	計画期間
第 3 次行財政改革大綱	2018(平成 30)年～2022 年
第 3 次集中改革プラン	2018(平成 30)年～2022 年
職員定員適正化計画	2016(平成 28)年～2020 年
公共施設等総合管理計画	2016(平成 28)年～2045 年
まち・ひと・しごと創生総合戦略	2015(平成 27)年～2019(平成 31)年
中長期財政推計	2017(平成 29)年～2027 年

■市民・地域への期待

市民・地域への期待
財政状況に対する関心と理解